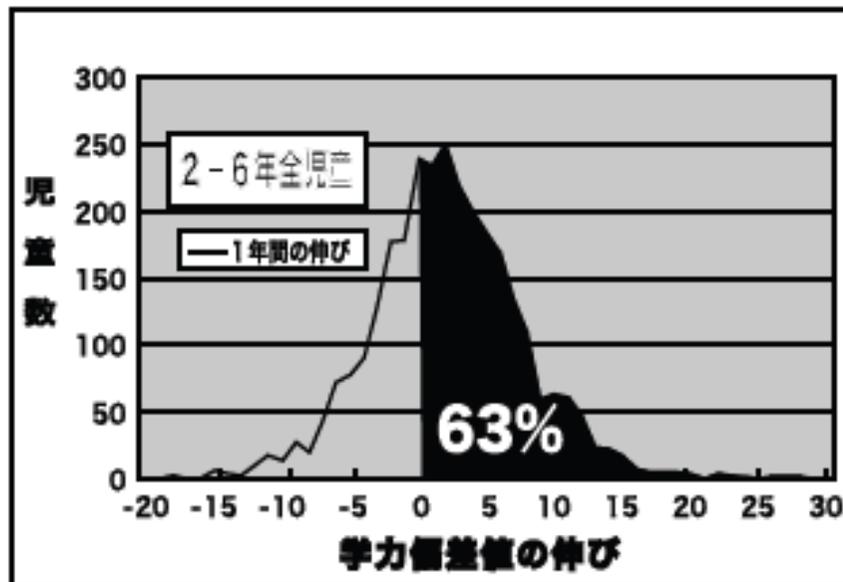


教育手法の改善により、予算を増やさなくても、すぐに学力向上等の成果（1）

- 生活習慣の改善や基礎基本の徹底反復による**成果が翌年にすぐにあらわれている**。

（注）山陽小野田市では、18年度から市内全小学校で、「早寝・早起き・朝ごはん、テレビも消して家族団らん」といった生活習慣の改善、「読み・書き・計算」などの基礎基本の徹底反復をモジュール授業(次頁※)として行う「生活改善・学力向上プロジェクト」に取り組み、18年5月と19年2月に全児童を対象にした、全国標準学力検査、知能検査を行った。その結果、63%の子どもに学力テストの成績の伸びが見られ、84%の子どもに知能指数の伸びが見られた。

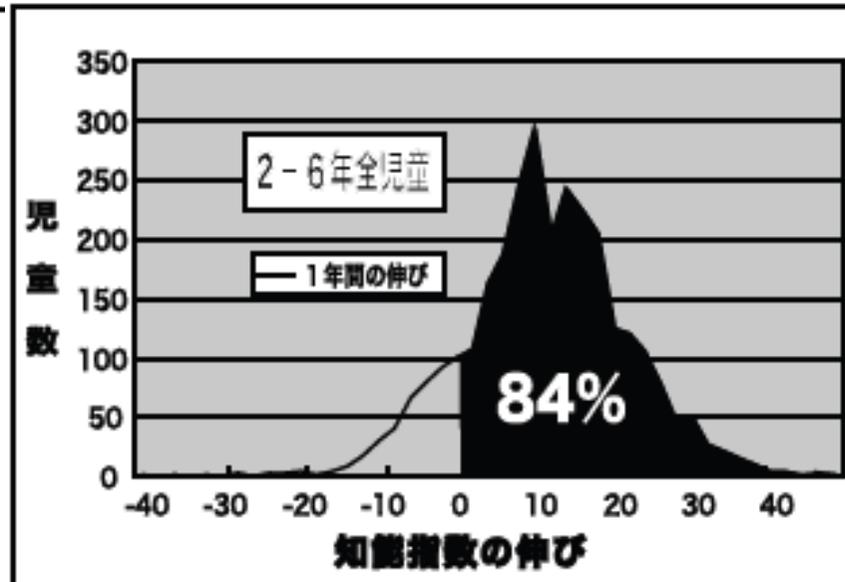
- **学力向上等の「成果」を目標に据えて、教育内容を評価・検証し、改革・改善に結び付けるべき**であって、投入量目標に逃げ込むことは避けるべき。



【学力の伸び】

63%の子どもが伸びました。（黒塗りの部分）

国語・算数の平均 49.9→52.1



【知能指数の伸び】

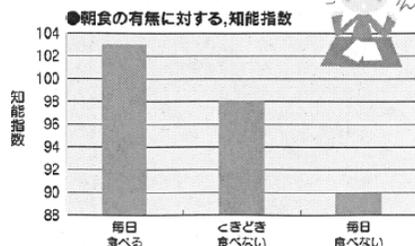
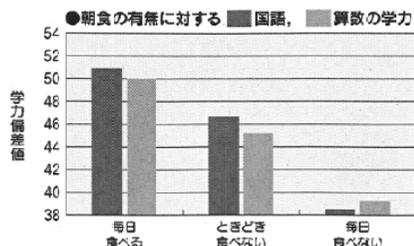
84%の子どもが伸びました。（黒塗りの部分）

平均 102→111

（出所）山陽小野田市「広報さんようおのだ」2007年5月

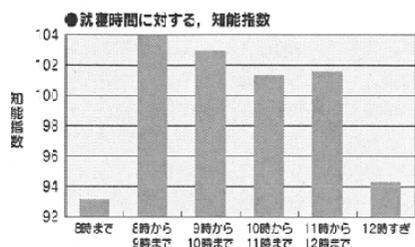
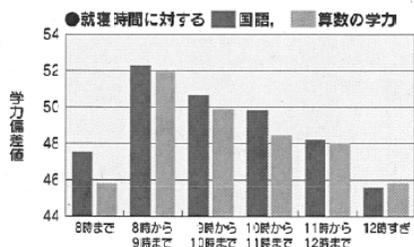
教育手法の改善により、投入量の増加によらず、すぐに学力向上等の成果(2)

朝食の有無 朝ごはんは元気のみなもと!



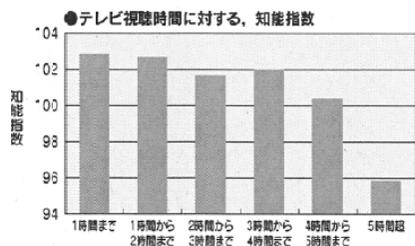
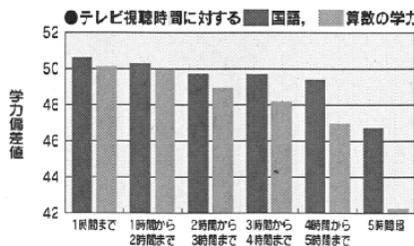
朝食を食べない(ときどき含む)子どもは、学力(成績)・知能指数が低くなる傾向にあります。毎日朝食を食べることの大切さを示す結果となりました。

就寝時間 寝る子は育つ!



就寝時間が遅くなるということは、睡眠時間が減るということです。就寝時間が遅くなるほど、学力(成績)・知能指数が低くなる傾向にあります。十分な睡眠をとって、スッキリとした頭で一日をむかえるという生活習慣の確立は子どもの健全な成長には欠かせません。

テレビの視聴時間 ストップ・ザ・テレビ!



テレビを見る時間が長くなればなるほど、学力(成績)・知能指数が低くなる傾向にあるようです。テレビの視聴時間は「1時間以内」にし、その時間を家族との会話や読書などにあてるのが望ましいのではないのでしょうか。

(※) <モジュール授業>

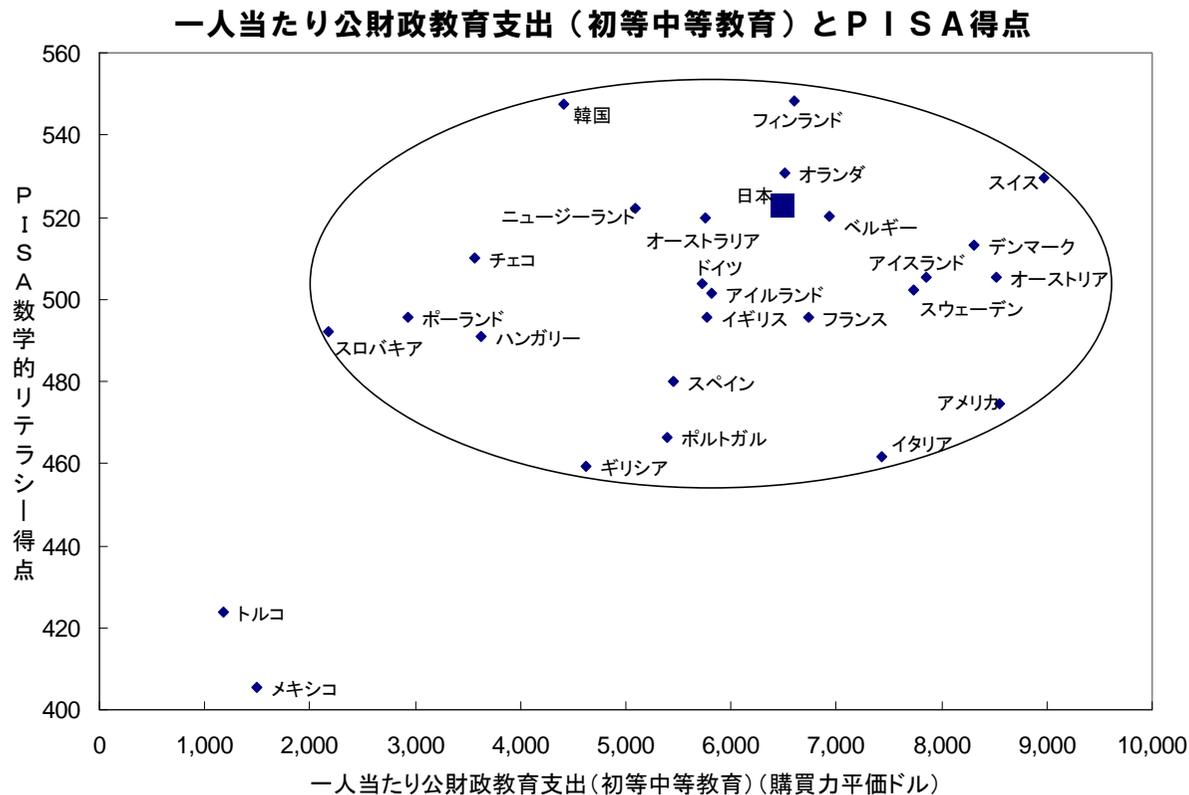
15分を一単位として、「読み・書き・計算」の基礎基本を徹底反復することで、脳を鍛える授業方法。

具体的には、音読や漢字の書き取り、計算などを、「スピード・テンポ・タイミング」をもって短時間に集中して行うもの。例えば、火・水・木の1時間目45分間を15分ずつ3つのユニットに分けて、国語、算数等のモジュール授業を実施。

成果については、他の子どもとの比較ではなく、昨日の自分よりどうかといった自分自身の成長に着目し、自信とやる気をもたせる学習方法。

(出所) 山陽小野田市「広報さんようおのだ」2006年9月

教育予算を増やせば成果が出るわけではない

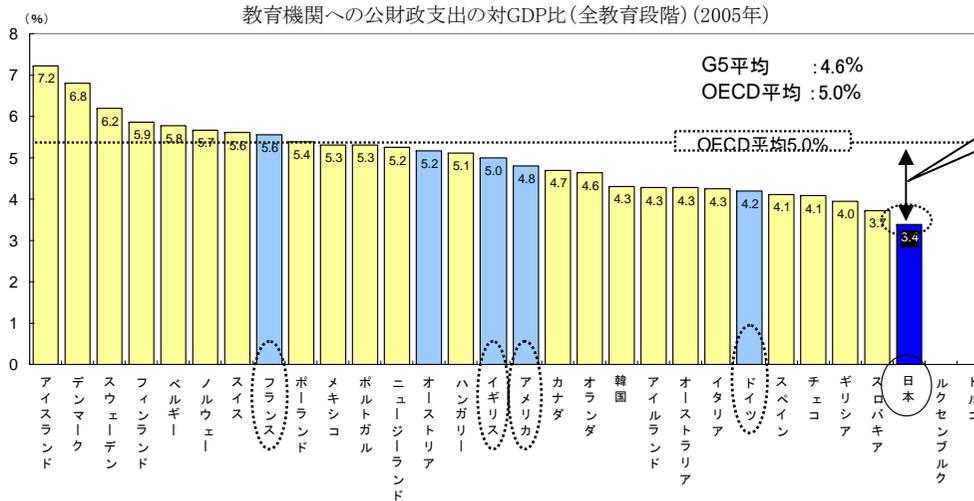


(参考)OECD PISA2006年調査結果発表(19年12月4日・東京)(抄)

「PISA 調査から明らかになった注目に値する点は、教育の質と公平性と最も密接に関連しているのは、優秀な教師の配分などの限りある物的資源ではないという点である。むしろ生徒が教室で費やす時間や学校が学業成績に対して持つ説明責任の程度などの、学校および教育制度の運営方法が密接に関連している要因である。」

我が国の公財政教育支出は少ないが、子どもの数も少ない

比



8.1兆円

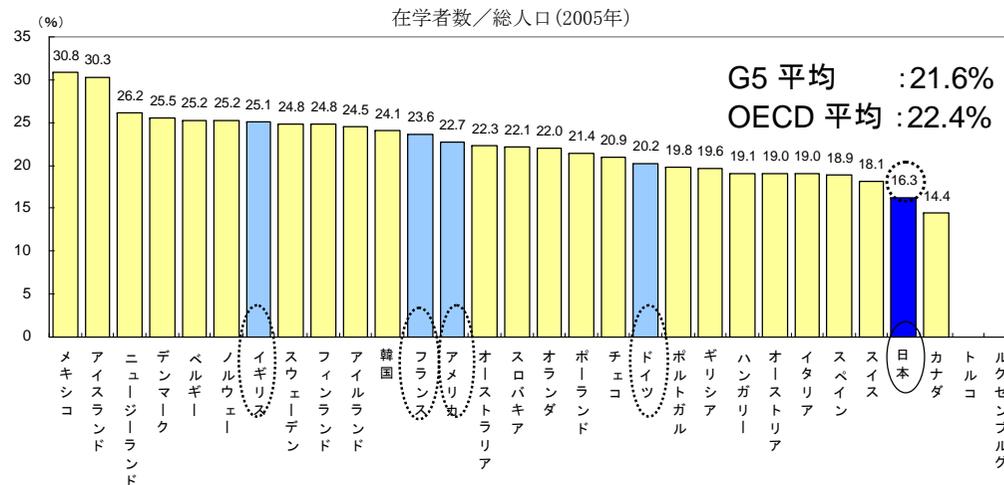
公財政教育支出GDP比

日本 3.4%

OECD平均 5.0%

7割

子どもの数



子どもの数

日本 16.3%

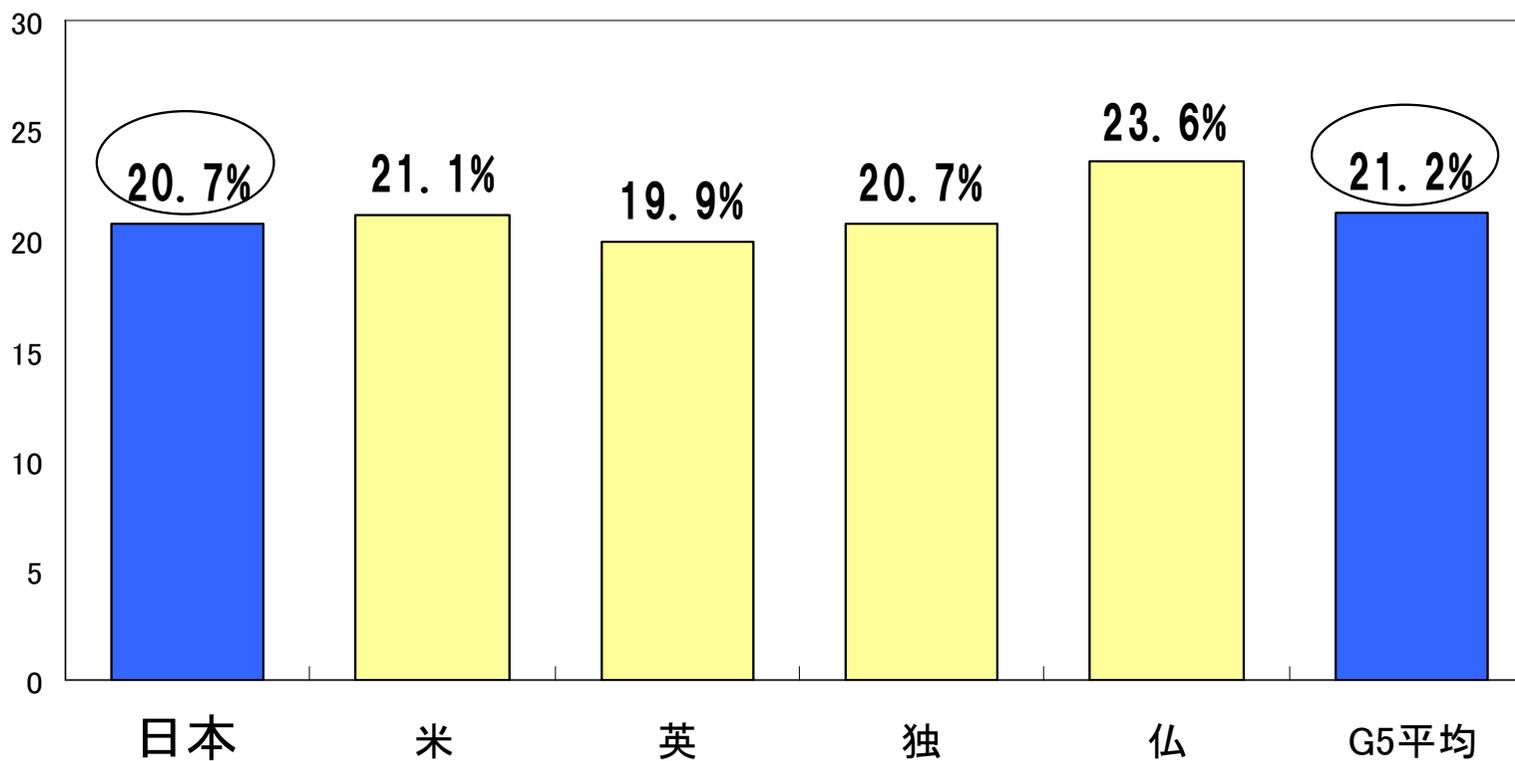
OECD平均 22.4%

7割

(出所) OECD「図表で見る教育2008」

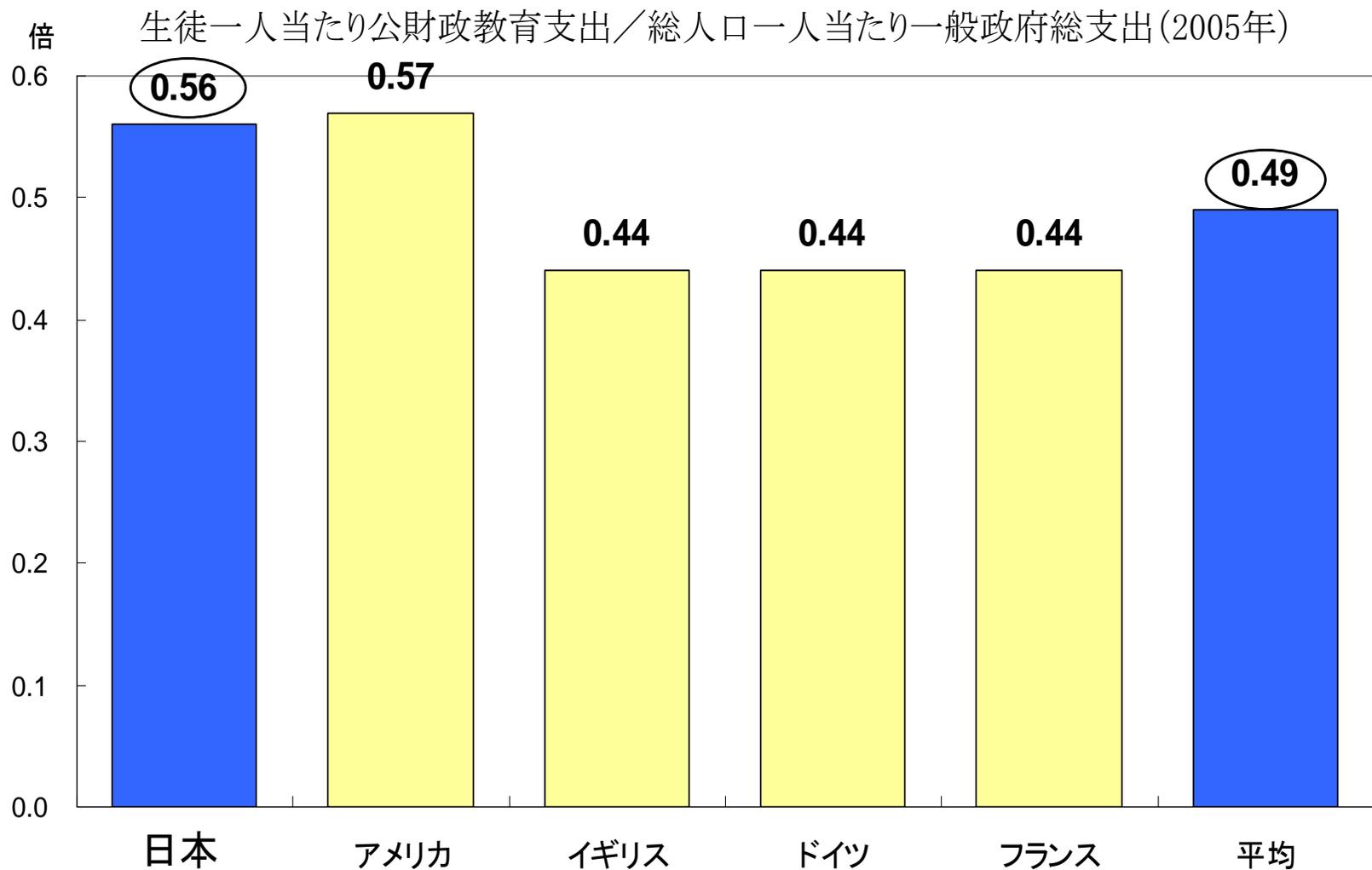
公財政教育支出を子ども1人当たりで見れば、G5並み

子ども一人当たり公財政教育支出/一人当たりGDP(2005年)



(出所)OECD「図表で見る教育2008」

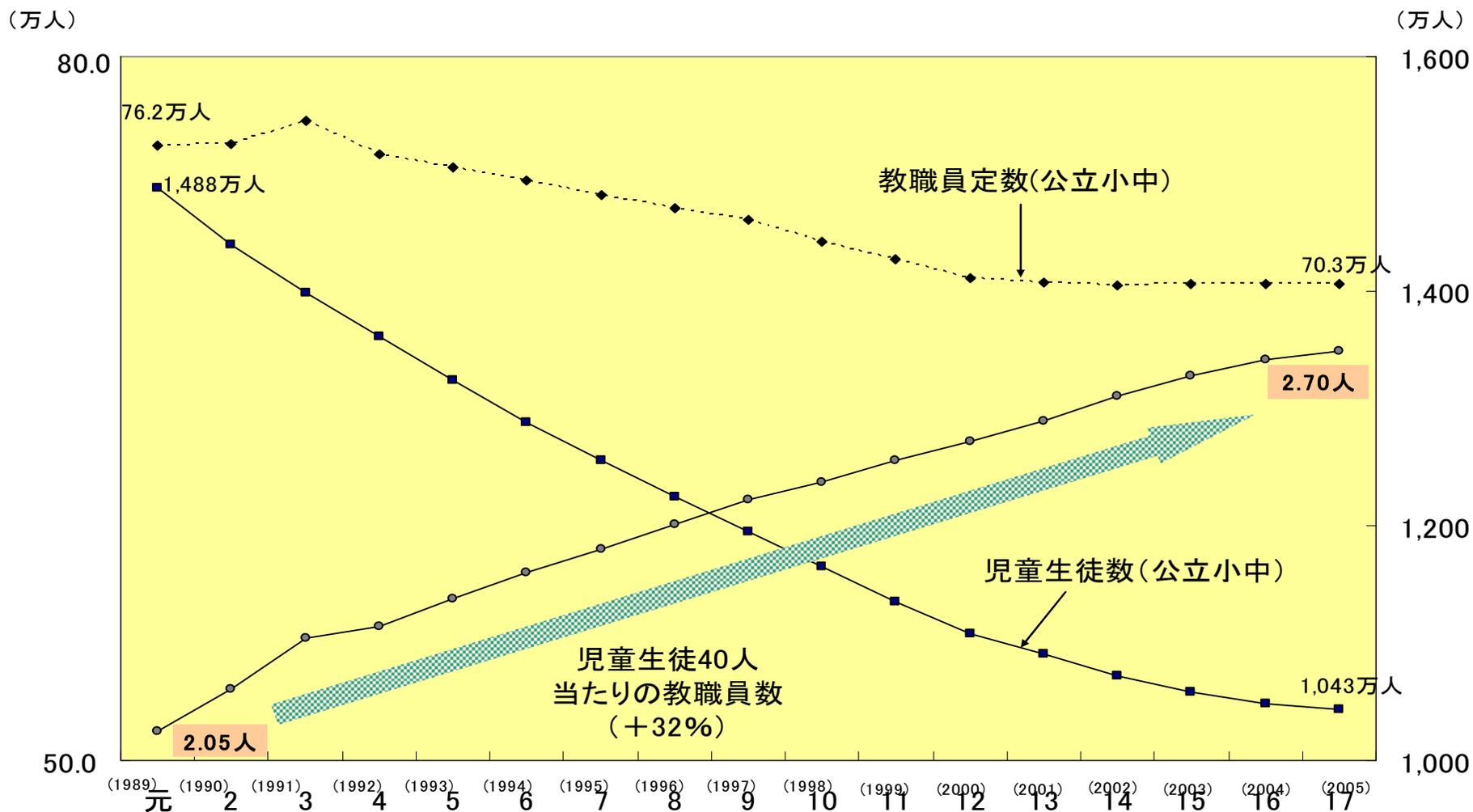
**子どもの数、政府全体の歳出規模も考慮すれば、
公財政支出は、G5の中でトップクラスと言える**



(出所) OECD「図表で見る教育2008」を基に作成

そもそも、平成に入ってから教職員数は実質的に3割増

- 平成に入ってから以降、児童生徒数が3割減となる一方で、教職員数(公立小中学校)は▲8%にとどまっていることから、**児童生徒40人当たり教職員数は32%増**。



担任外の教員について

○ 教員数の内訳(公立小・中学校)

(単位:万人)

	教員数	学級数 (担任)	校長・教頭	養護教諭等	担任外
小学校	41.3	27.4	4.4	2.4	7.0
中学校	23.4	11.2	2.0	1.1	9.1
計	64.6	38.6	6.4	3.5	16.2

(出所) 学校基本調査報告書(平成19年度版)

○ 単純計算で見ても、公立小中の**約65万人の教員のうち**、学級担任ではない「**担任外**」の教員は**約16万人**。

○ なお、中学校については学級を担任していなくても教科担任の教員もいる。その他、少人数指導等(3.9万人)、生徒指導担当(0.2万人)、児童生徒支援(0.6万人)。

平成13年度と新学習指導要領後の授業時間

- **新学習指導要領**（平成23年度～）では、「主要教科の**授業時数10%増**」とされているが、**平成13年度から見れば授業時数は減少**。
- 「総合的な学習な時間」等が縮減されることから、**実質的には小学校で5.2%、中学校で3.6%の増に過ぎない**。
- 文部科学省の**18年度の実態調査**によれば、**すでに小学校で5.6%、中学校で3.0%増**の授業を行っており、**織込済み**。

	小学校（1～6学年平均）		中学校（1～3学年平均）	
	（年間時数）	現行学習指導要領の時数を100として	（年間時数）	現行学習指導要領の時数を100として
平成13年度	964 時数	107.7	1,050 時数	107.1
現行学習指導要領	895 時数	100	980 時数	100
実態調査（18年度）	945 時数	105.6	1,009 時数	103.0
新学習指導要領	941 時数	105.2	1,015 時数	103.6

（出所）文部科学省「平成18年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」を基に作成

教職員の人件費（文科省平成21年度予算要求）

教員の定数増

教職員の定数について、
行革推進法では、「児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減」
「基本方針2006」の閣議決定では、「今後5年間で1万人程度の純減」と明記。

- 主幹教諭の配置(約900人)をはじめとして**+1,500人**の定員増を要求。
- 閣議決定した「**1万人**」の純減(自然減)→「**7千人**」の純減(自然減)へ修正の要求
(21年度は**+1,300人**の実質増)

非常勤講師の大幅増

- ① 退職教員等の活用 [週12時間換算]

10,500人

(20年度予算では7000人措置済)

+

- ② 新学習指導要領への対応 [週40時間換算]

11,500人

教員の給与

「基本方針2006」では、**教員給与が地方公務員より優遇されている2.76%(▲430億円)分**を平成23年度までにカット。



しかし、20年度予算では▲19億円のカット、21年度要求でも▲75億円[うち平年度化▲56億円]のカットに止まり、残り22・23年度しかないが、**▲430億円の2割分しかできていない。**

文科省・教育委等からくる印刷物が学校の負担となっており削減が必要

- 藤原和博校長(杉並区立和田中学校)によれば、単純な告知文や官僚の免責のため、
 - 文部科学省や教育委員会からくる文書は年間1,200通以上あった
 - いわゆる調査ものが中学校で年間200本、小学校で年間400本あると言われている
 - 1週間で処理する量は、200ページ。その中に4,5本の調査ものがある



これが、現場の**大きな負担・機能不全**を引き起こす



文科省を筆頭にすべての段階で校務改革(いわばBPR)を実践し**文書量を10分の1にする必要**

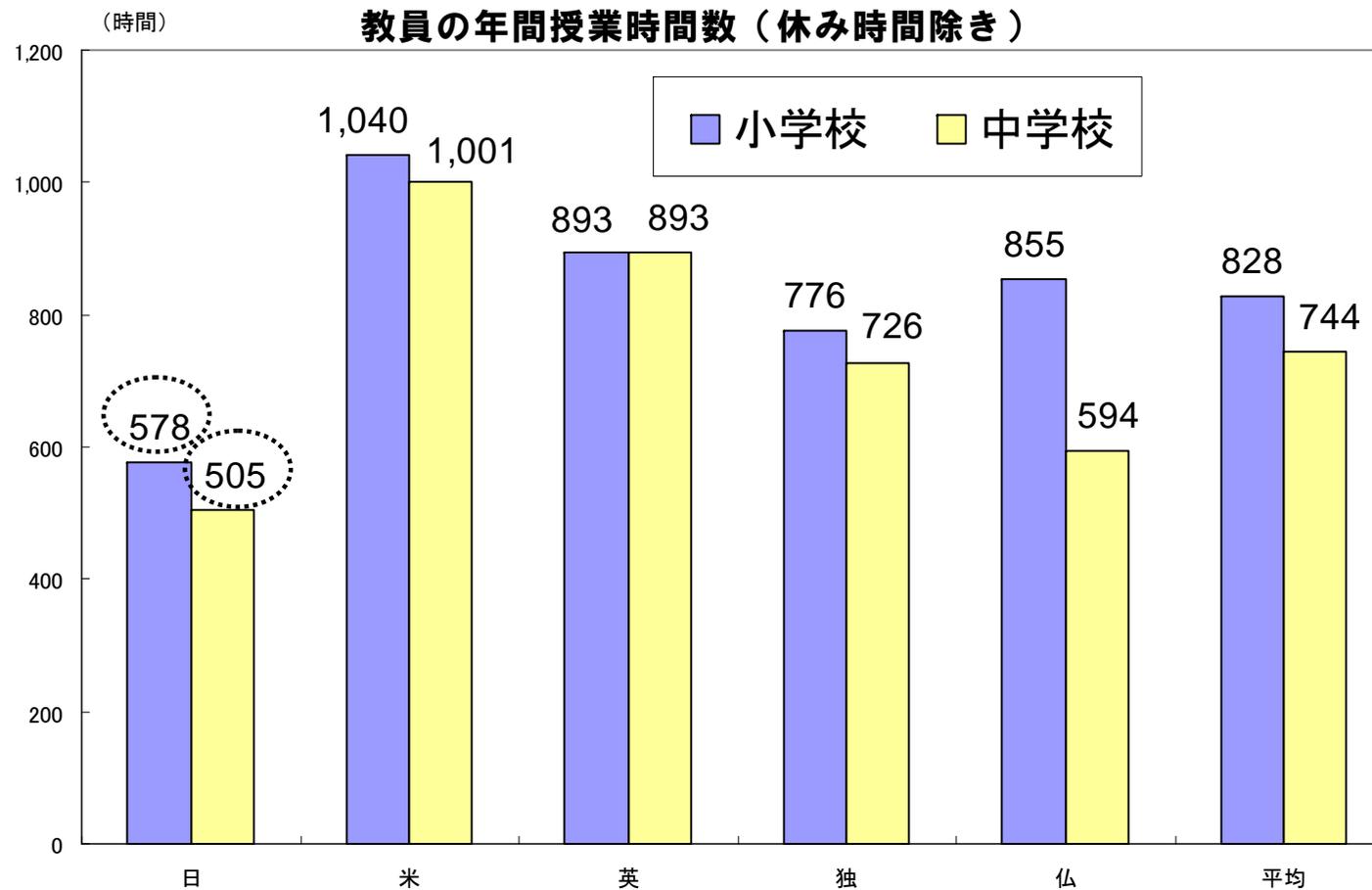
	小学校	中学校
文科省、都教委、区教委からの收受文書	?	1,200通以上
調査・アンケートもの	400本	200本

※中教審WGの議事録を基に作成

- 文科省は調査文書等の見直しを行ったが、文科省からの悉皆調査を28から21に統合・一括化するに過ぎない。これでどれだけの負担が軽減されるのか不明確。
- 文科省の見直しは評価すべきであるが、更なる努力が必要。また各教育委員会からの調査文書等の見直しがなされるのか不明確。

わが国の先生一人当たりの授業時間数（休み時間・昼食時間除き）は短い

- 休み時間や昼食時間を除いたデータで比べても、日本の先生の授業時間は、G5平均より3割程度少ない。



(出所) 日本はOECD「図表で見る教育2007」、米国はDepartment of Education「School and Staffing Survey03-04」
英、独、仏は、European Commission「Key Data on Education in Europe 2005」

指導力不足教員について

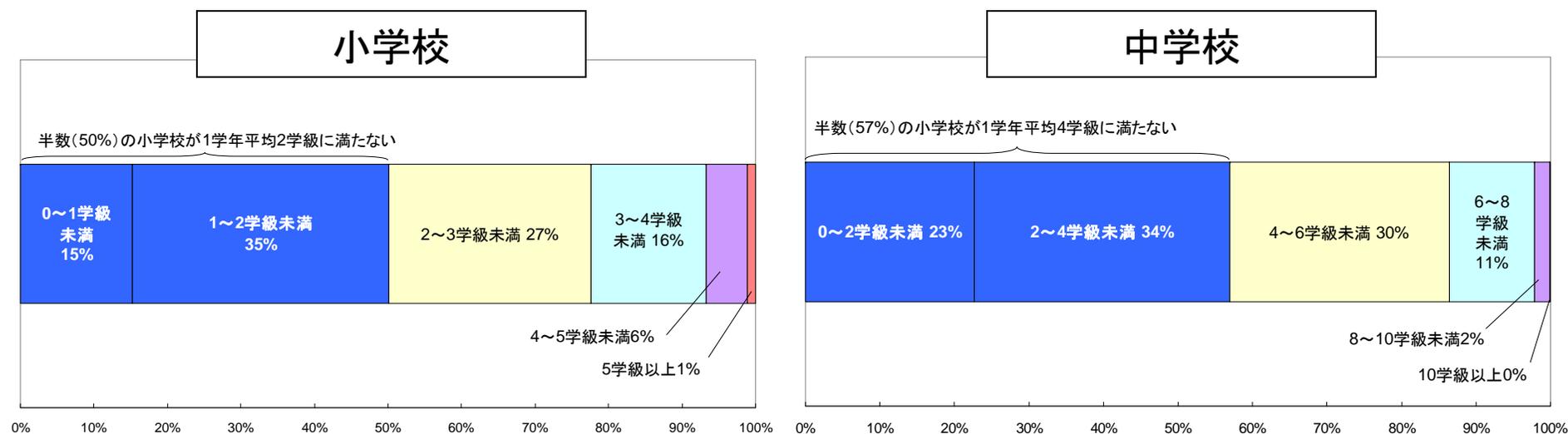
- 平成18年度の**指導力不足教員の認定数**は450人。そのうち小中学校教員は**339人**。公立小中**教員64.5万人**のうち0.1%に満たない。
- しかし、以下のように、指導力不足教員は1割～2割程度いるのではないかとの指摘も見られる。
- まずは、指導力不足教員の縮減など教師の質の確保が必要ではないか。

- 「指導力不足教員」が、私の現場感覚ではおよそ20人に1人はいる。**約5%**。
(長野藤夫北海道紋別市立渚滑中学校教頭 19年8月29日 産経新聞)
- こちらが見ている頭が下がるような優れた先生が2割、7割がふつうのレベル、残り**1割がほんとうにだめな先生**。(諸富祥彦明治大学文学部助教授 重松清著「教育とはなんだ」筑摩書房)
- 不適格教員については、何かしらの定義が必要。当校では3割が退職された。少なくとも1%のわけはない。教員基準は授業が成立するかどうかである。**少なくとも2割以上**はいるのではないか？(渡邊美樹 郁文館夢学園理事長 教育再生会議 第2回学校再生分科会)
- 指導力不足教員は数百名しか認定されていないが、自分の経験では、教員全体の1割はサボリ教員がいて、このうちさらに1割は完全に教員として不適格。**仮にサボリ教員が5万人いるとすると、このうち5,000名は不適格教員**。頑張っている先生にも負担をかけるのが不適格教員。
(藤原 和博前杉並区立和田中学校長 20年8月4日 自民党無駄遣い撲滅PT文科省ヒアリング)

全体の半数にのぼる小規模校の統合について

- 生徒数の減少の割に学校数が減少しないことから、**学校規模が縮小**。
 - 標準規模とされる学年当たり学級数は、小学校2～3学級、中学校4～6学級。標準規模に満たない学校が小学校で50%、中学校で57%に達する。
 - 学校当たりの1学年の平均児童生徒数は、小学校52人、中学校109人に過ぎない。
- **教育効果を高める観点から、適正な学校規模を目指し、学校再編を促進**すべき。
- 学校統合により、**子ども、保護者、自治体から教育環境の向上にメリットがあると歓迎**されている。(2007年度財務省予算執行調査)

1学年当たりの標準学級数別学校数の割合



文科省の「モデル事業」とは？

文科省が複数の学校・地域等を指定し、一定の「モデル事業」を行わせ、費用については基本的には全額国費で負担。

(事業例)

○ 豊かな体験活動推進事業 (20予算：10億円)

- 小学生に約5日間の農山漁村における宿泊体験などを行わせる。バス代・宿泊代等を国が負担。(235校が対象)
- 21年度要求においても、423校に対象校数を増やし、**11億円に増額要求**。

○ 家庭の教育力向上に向けた総合的施策の推進 (20予算：15億円)

- 「子育てサポーター」、民生委員等からなる「家庭教育支援チーム」を地域に設置し、地域の家庭訪問等を行う。(約300箇所)
- 21年度要求においても、「家庭教育支援チーム」にメンバーを追加し、**14億円に増額要求**。

○ 総合型スポーツクラブ育成推進事業 (20予算：7億円)

- 多様目・多世代の「総合型地域スポーツクラブ」を作るための「委員会」の開催、「クラブ育成アドバイザー」のための研修会の開催等(400箇所)
- 21年度要求においても、**前年同額を要求**。

「モデル事業」の問題点

① 「モデル」と言いながら、対象学校・地域数が多すぎないか。
 数を絞った方が個々の学校・地域の効果を丁寧に検証できるのではないか。
 単に、教育現場の負担となっていないか。

② 「何がいい事業か」を判別する、具体的な「ものさし」がないのではないか。
 「ものさし」がなければ、事業終了後に、成功したのか失敗したのか検証ができないのではないか。

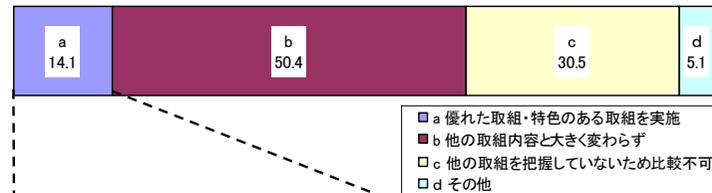
③ 国費の補助が終了した後に、同様の事業が普及・定着していないのではないか。
 むしろ、国費の補助なしに優れた取組を行っている事例を紹介すれば十分ではないか。

	小学校	中学校
研究指定校に指定されている	32.4%	32.9%
指定されていない	64.6%	65.0%
不明等	2.9%	2.1%

文科省「教員勤務実態調査(小・中学校)」(19年3月)

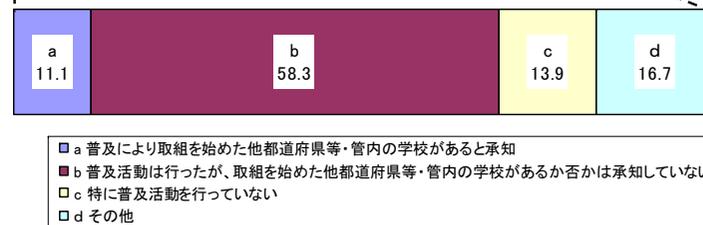
キャリア教育

他の都道府県と比べて、「優れた取組・特色のある取組」を実施しているか



優れた取組と判断したのは、あくまでも都道府県の主観的な「ものさし」によるもの

「優れた取組・特色のある取組」のうち、取組内容、成果及び効果を他都道府県等・管内の学校に普及しているか

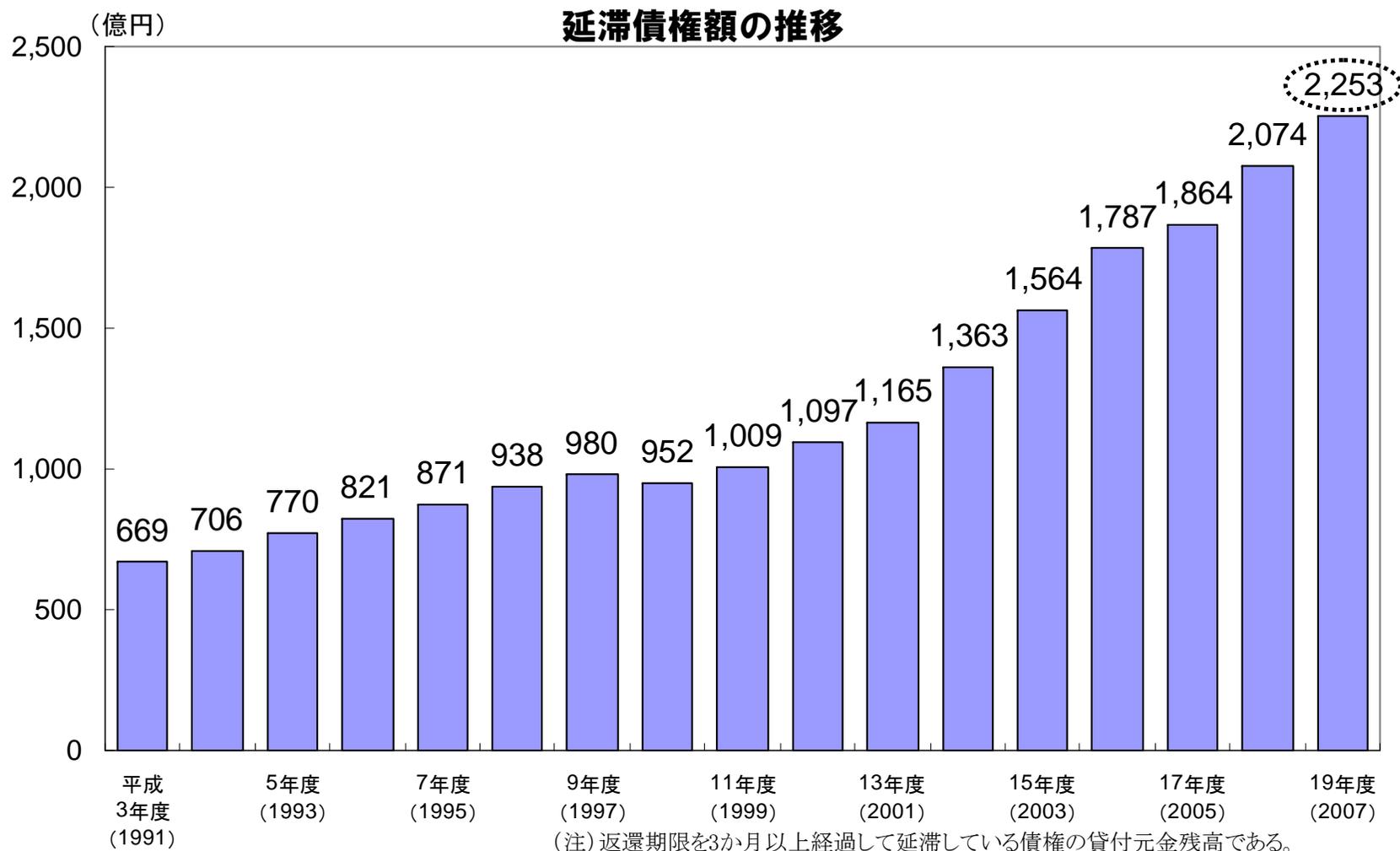


普及状況
 ⇒普及状況を把握しているのは1割にとどまる。

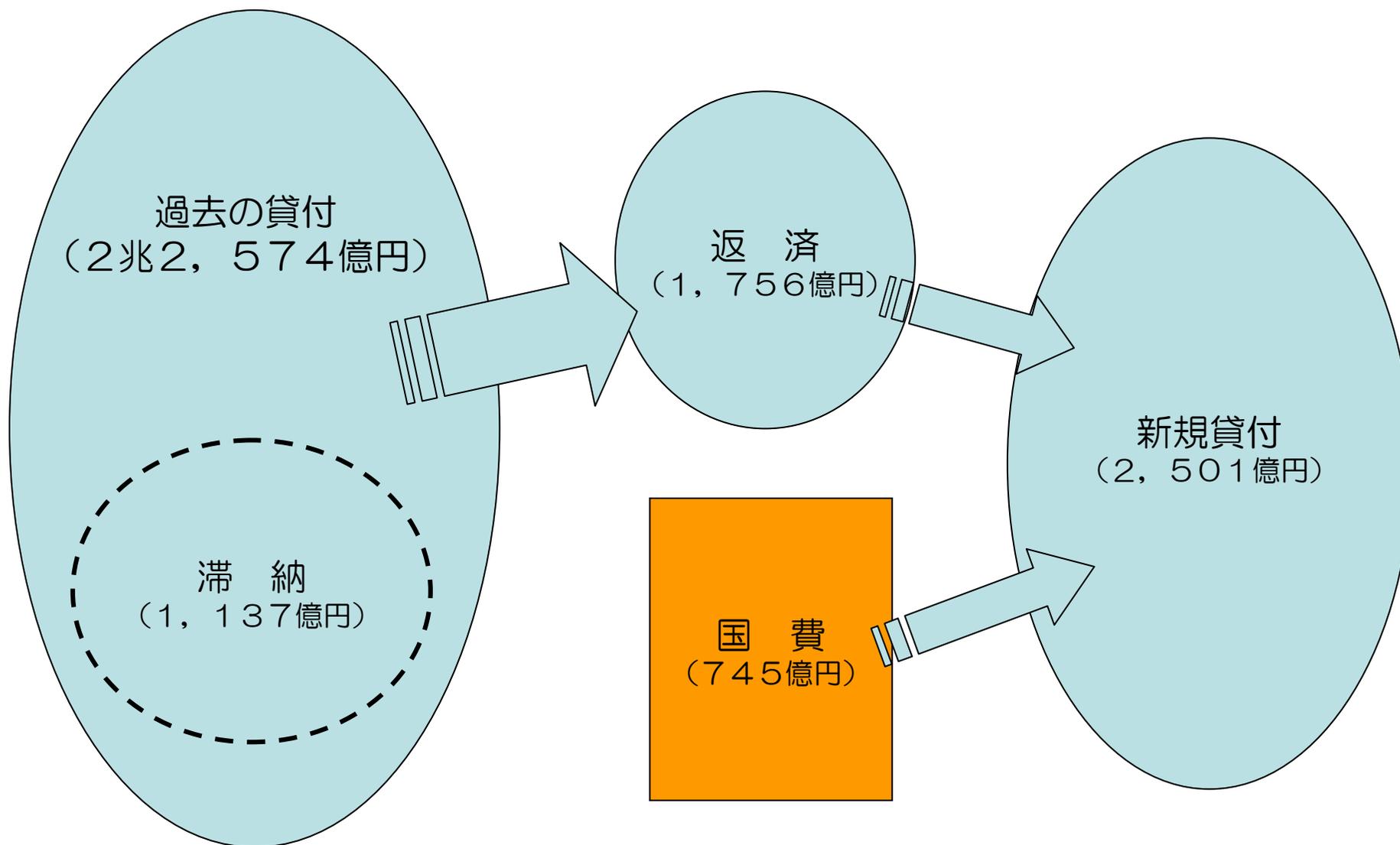
平成20年度財務省予算執行調査「キャリア教育実践プロジェクト」

最近、延滞債権額が大幅に増加し2200億円超

- **3か月以上の延滞債権額**は、貸与人員の拡充もあり、**大幅に増加**。19年度末で2,200億円を超える水準(要返還債権に占める割合7.0%)に上っている。
- 厳格な回収努力が必要。

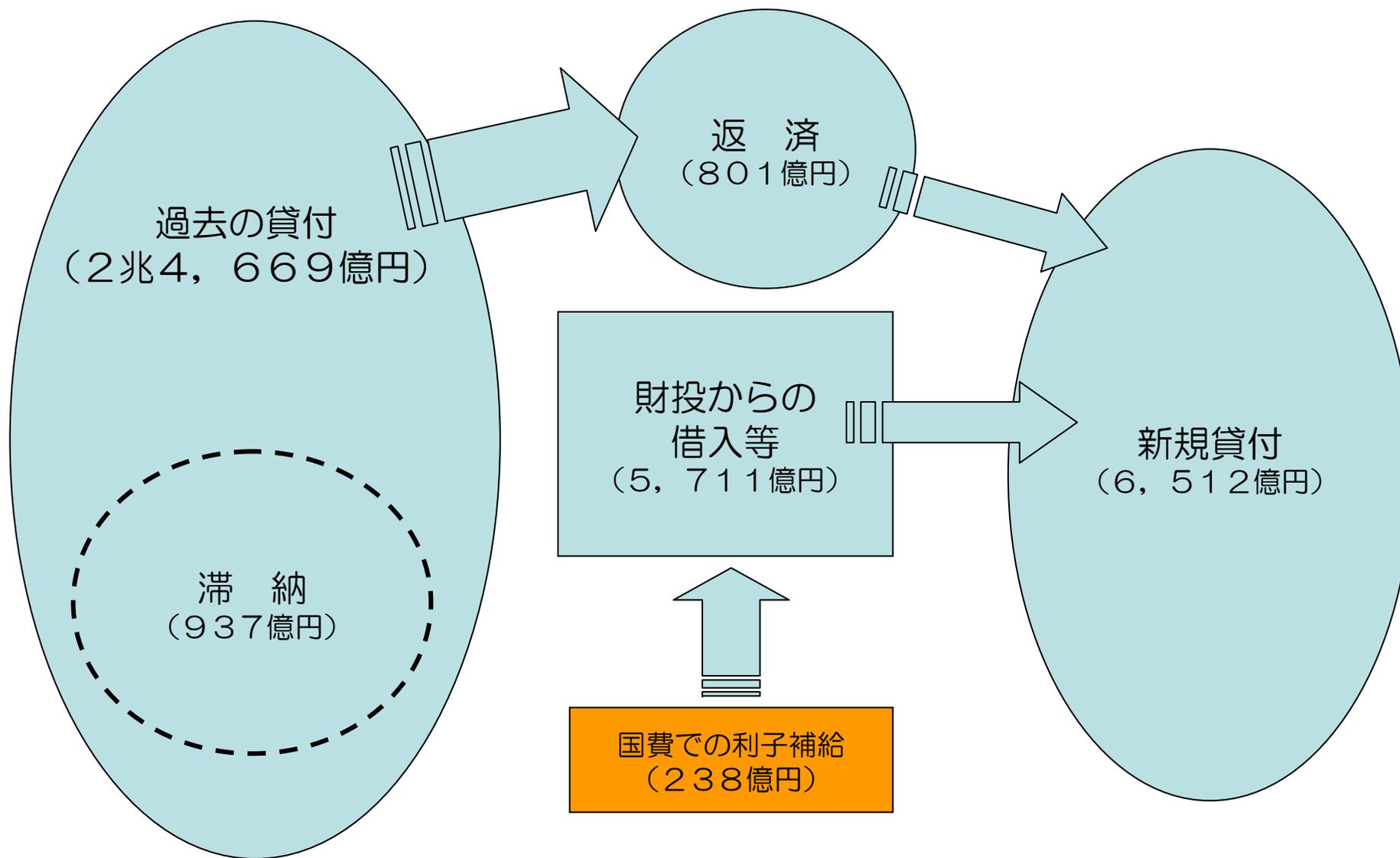


独法で発生した滞納が税金に付け回しされている構造（無利子貸付）



※ 過去の貸付債権は平成18年度末、新規貸付は平成20年度予算の計数である。

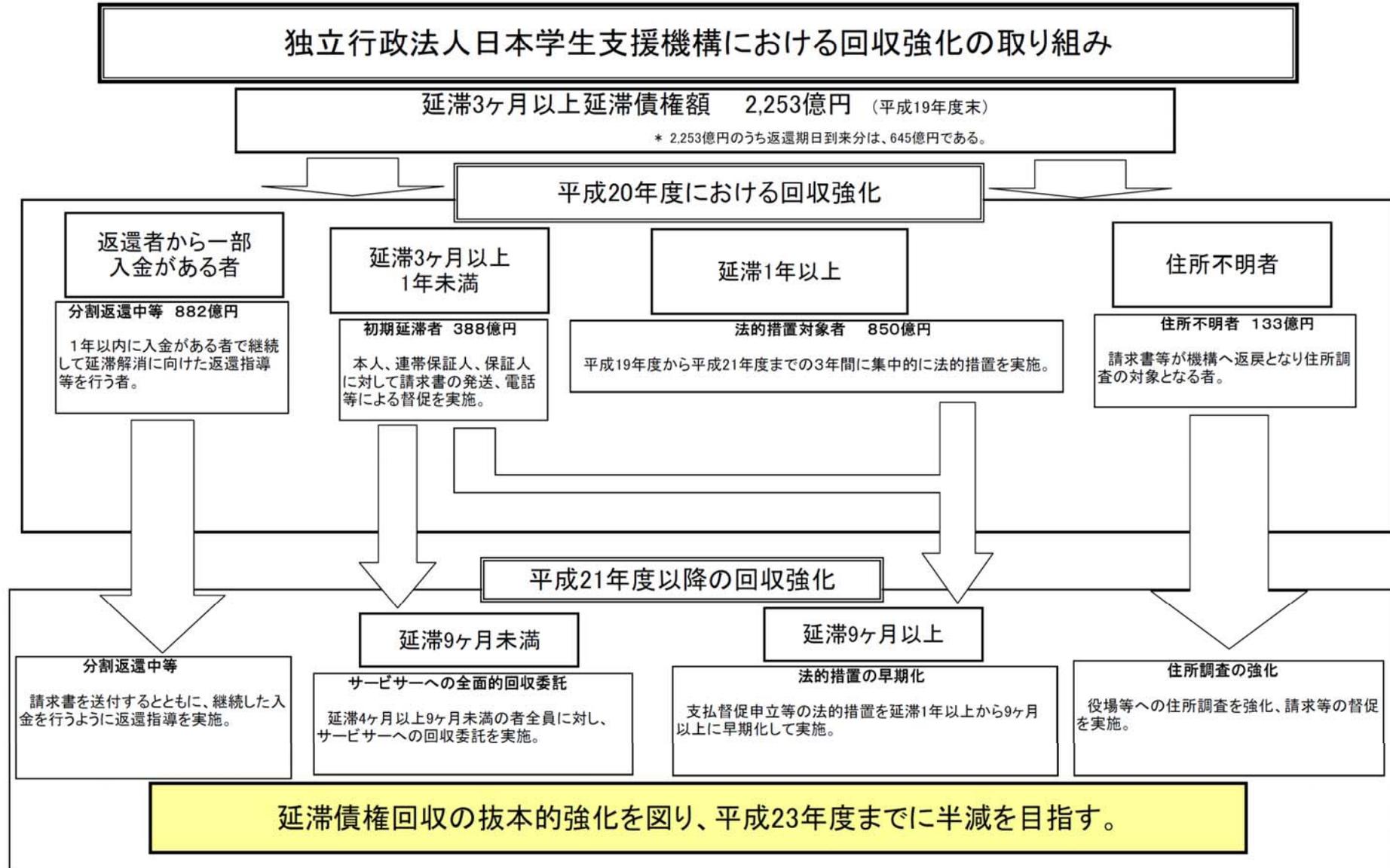
独法で発生した滞納が税金に付け回しされている構造（有利子貸付）



※ 過去の貸付債権は平成18年度末、新規貸付は平成20年度予算の計数である。

奨学金の返還確保のための抜本的な対策

平成20年10月27日
財政投融资分科会
文科省提出資料



大学への競争的な経費には、重複が見られる

(単位：億円)

国公私を通じた大学教育改革支援経費		国立大学運営費交付金 (特別教育研究経費)		科学技術振興費(文部科学省)の競争 的資金	
事項	21年度 要求額	事項	21年度 要求額	事項	21年度 要求額
＜大学教育改革関係＞		131		53	
学士力確保と教育力向上プログラム	96	学士力確保など主体的な教育の 質の保証の取組	53		
社会人力育成のための学生支援プログラム	35				
＜国際化関係＞		162		36	
国際化拠点整備事業(グローバル30)	150	大学の国際化の推進	24		
海外進出・ネットワーク形成支援事業	12	留学生受入促進等経費	12		
＜医学、医療関係＞		264		193	
大学病院連携型高度医療人養成推進事業	30	医学教育・附属病院を通じた質 の高い医療の確保	111		
社会的ニーズに対応した質の高い医療人 養成推進プログラム(継続支援分)	4	附属病院研修指導体制等整 備経費	82		
がんプロフェッショナル養成プラン(継 続支援分)	25				
医師不足対策人材養成推進プラン	185				
看護職キャリアシステム構築プラン	20				
＜大学連携＞		80		9	
大学教育充実のための戦略的 大学連携支援プログラム	80	大学間の連携・協力に 関する取組	9		
＜教育研究拠点形成＞		345			
グローバルCOEプログラム	345				
＜産学官連携＞		7			
産学連携による実践型人材養成事業(継 続支援分)	7				
＜その他＞		144		851	
法科大学院教育水準高度化事業	5	各大学の個性・特色の尊重	479		
専門職大学院等における高度専門職業人 養成教育推進プログラム(継続支援分)	6	教育研究活動活性化経費	8		
先導的ITスペシャリスト育成推進プロ グラム	25	障害学生学習支援等経費	2		
社会人の学び直しニーズ対応教育推進 プログラム	18	再チャレンジ支援経費	17		
組織的な大学院教育改革推進プログラム	90	その他	345		
合計	1,135	合計	1,143	合計	3,887

- 国公私を通じた大学教育改革支援経費
大学における教育の質向上や国際競争力の強化等に向けた様々な取組みに対して、国公立大学を通じた競争原理に基づき支援
- 国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費)
新たな教育研究ニーズに対応し、各国立大学等の個性や特色に応じた取組みを重点的に支援

国のスポーツ予算とスポーツ振興くじ助成

国費(税金)

43億円(20' 予算) → 49億円(21' 要求)

- ・ドーピング防止活動推進支援事業 2億円
- ・スポーツ指導者養成事業 2億円
- ・選手強化事業等(JOC補助) 27億円
- ・国民体育大会開催事業 4億円

スポーツ振興くじ助成

15億円(20') → 65億円(21')
(内定額10億円)

- ・アンチ・ドーピング活動推進事業 1億円
- ・スポーツ指導者海外研修事業 0.3億円
- ・選手の発掘及び育成強化 2億円
- ・地方公共団体スポーツ活動助成(国体) 0.3億円

競技スポーツ (各競技団体等)

35億円(20')

3億円(20')

- ・総合型地域スポーツクラブ育成推進事業 7億円

- ・総合型地域スポーツ活動助成 4億円
- ・地域スポーツ施設整備助成 3億円

各地域の 生涯スポーツ

7億円(20')

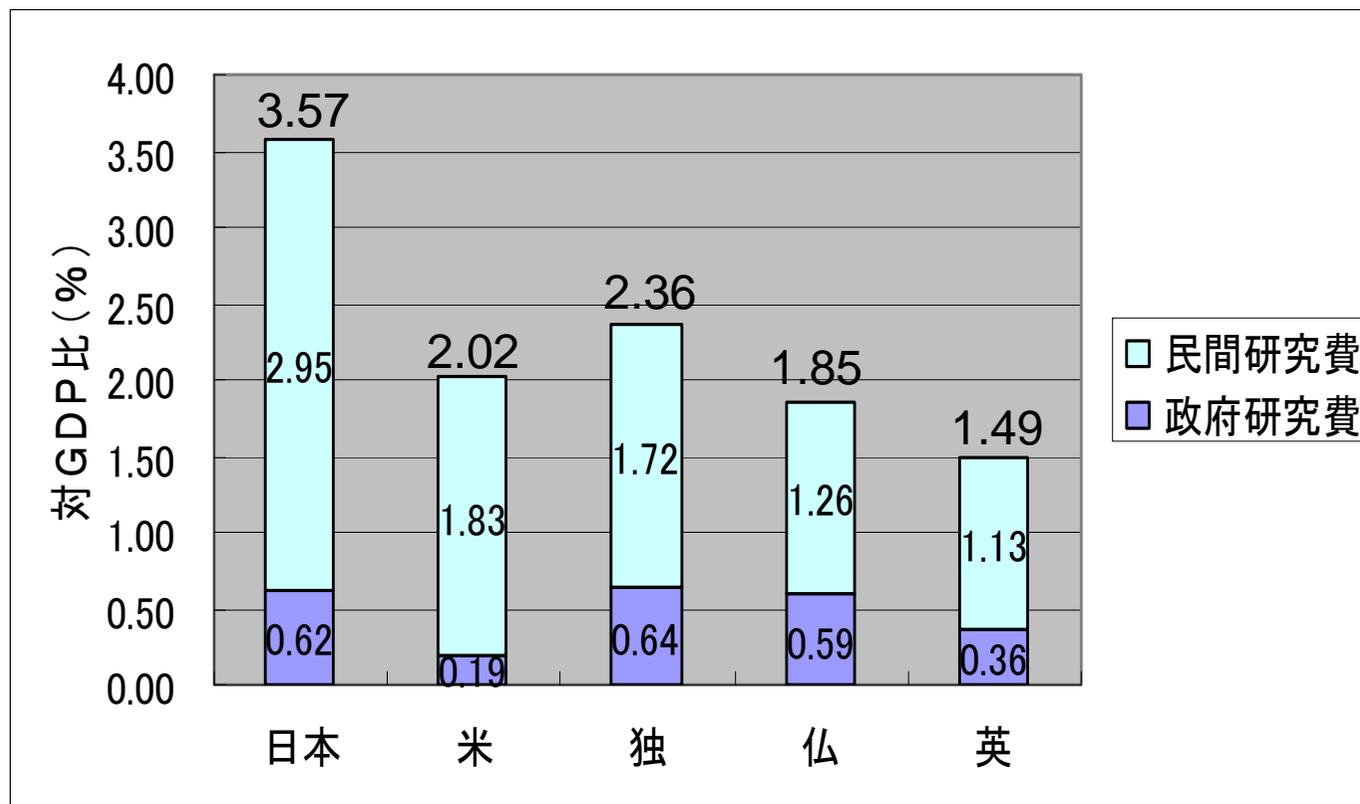
7億円(20')

【スポーツくじ助成の用途】～スポーツ振興投票の実施等に関する法律第21条

- 一号 「地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備」
- 二号 「スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備」
- 三号 「前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業」
- 四号 「前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業」

日本の政府・民間を合わせた研究開発費は主要国随一の水準

主要国研究開発費の対GDP比



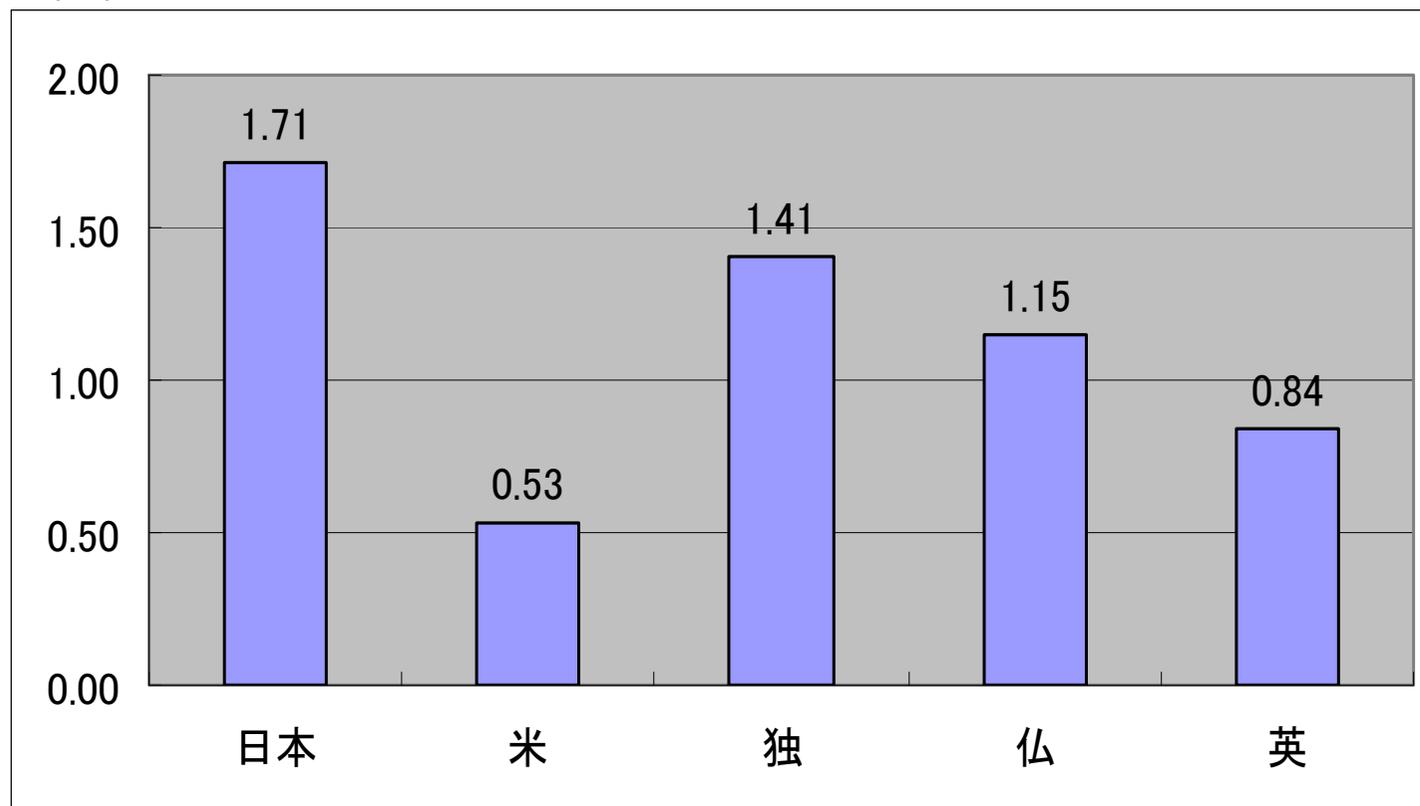
(注) 日本は2006年度、外国は2005年度の数值。国防研究費を除く。

出所：平成20年版科学技術要覧から試算

政府研究費が政府支出に占める割合も欧米主要国に比べ高い

一般政府総支出に占める政府研究費の割合

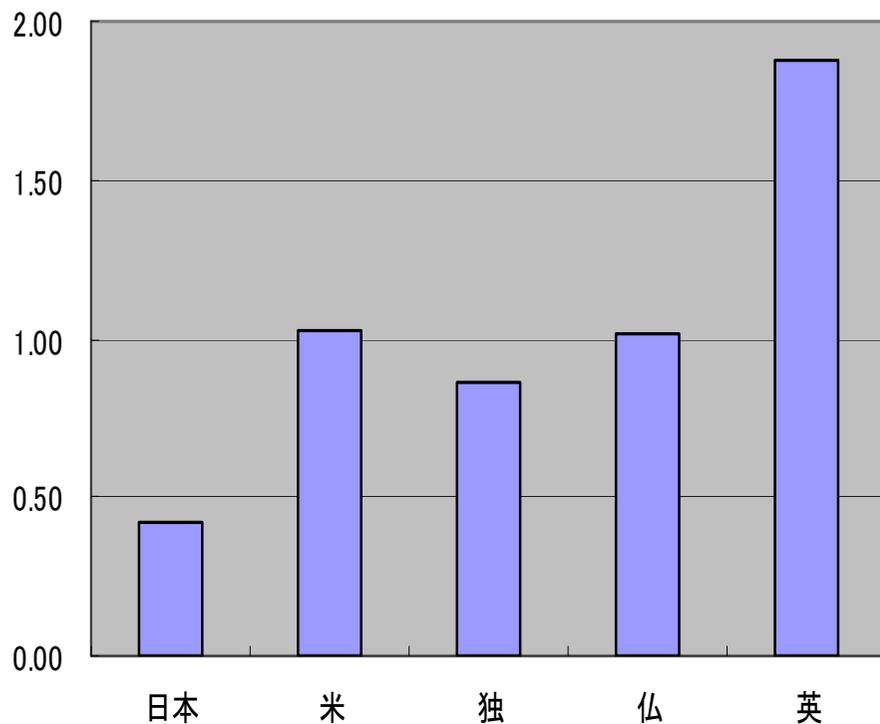
(%)



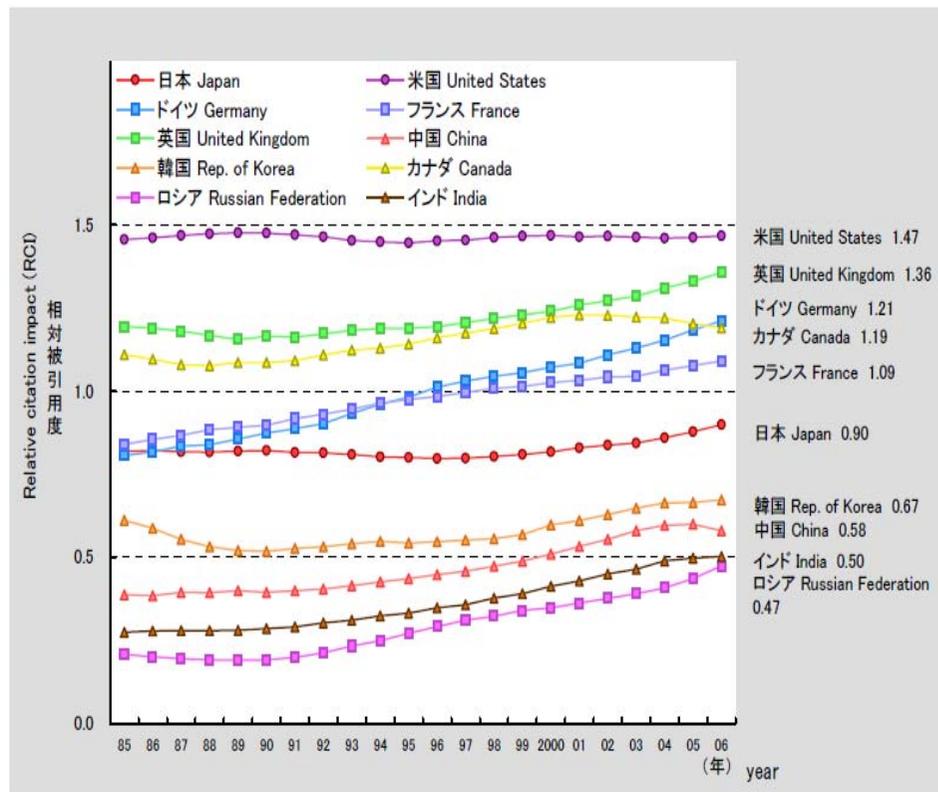
(注)日本は2006年度、外国は2005年度の数值。政府研究費には国防研究費を含まない。
平成20年版科学技術要覧及びOECD Economic Outlook 83から試算

**研究費100万ドル当たりの論文数は、
民間研究費の比率が高いアメリカと比較しても半分以下
また、論文の被引用度も他の主要国に比べ低い**

研究費100万ドル当たりの論文数



主要国の論文の相対被引用度の推移



(注) 日本は2006年度、外国は2005年度の数值。研究費に国防研究費を含まない。

論文数は自然科学・工学分野。

平成20年度版科学技術要覧及び科学技術指標2008年改訂版から試算

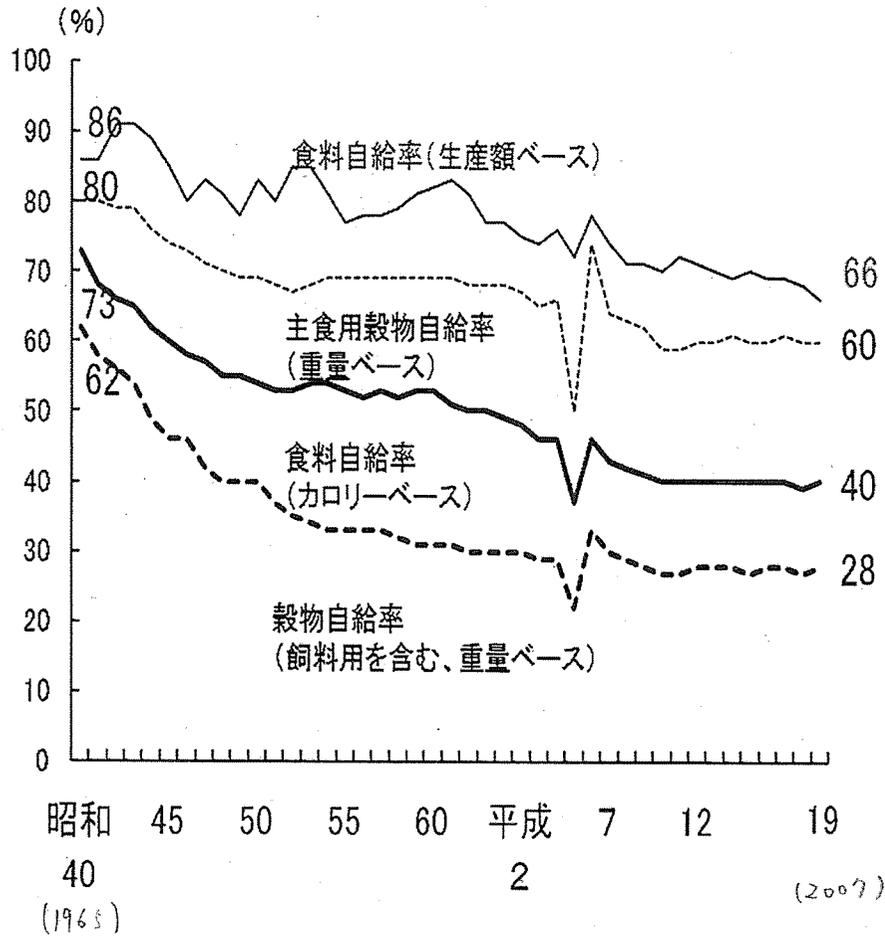
1ドル=110円=0.68ユーロ=0.54ポンド

出所:平成20年版科学技術白書

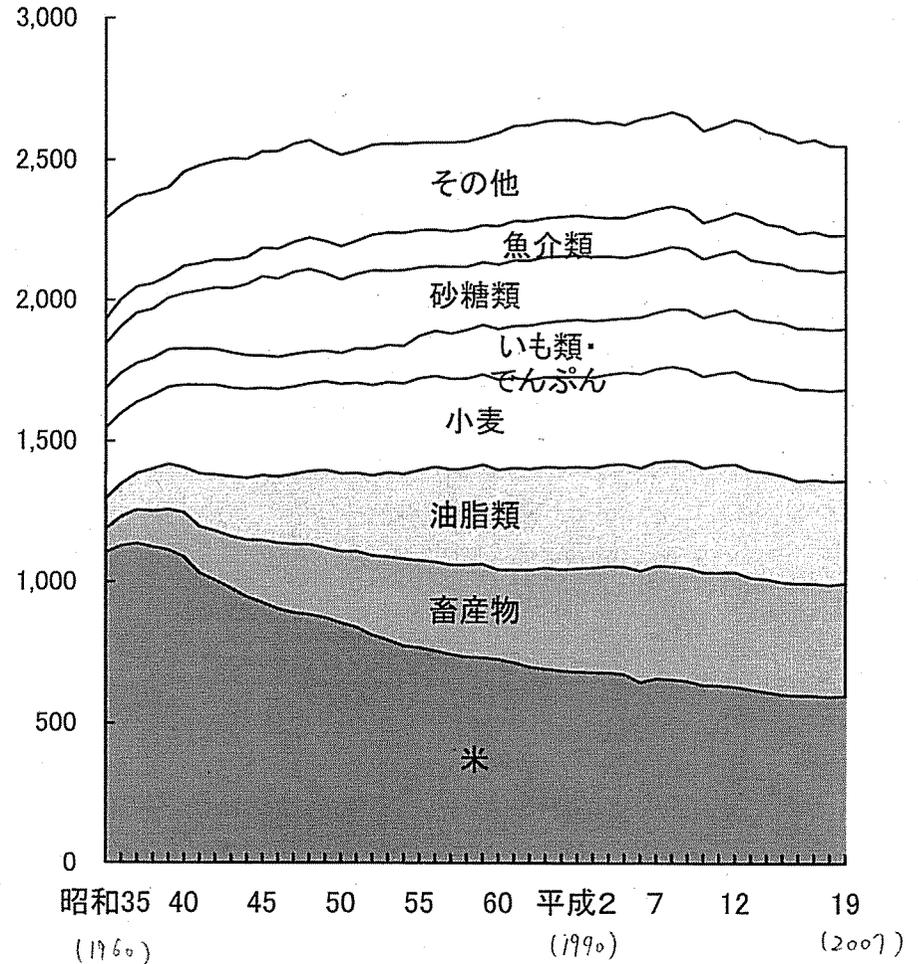
食料自給率の推移

○ 食料自給率は、カロリーベース、生産額ベースともに低下傾向が続いている。

食料自給率の推移



供給熱量の構成の推移



基本計画（平成 17 年（2005 年）3 月）における自給率の動向に関する検証

○前基本計画（平成 12 年（2000 年）3 月）においては、平成 22 年度（2010 年度）の食料自給率を 45%と見込んだものの、平成 11 年度（1999 年度）～平成 15 年度（2003 年度）の自給率は 40%で推移

	前基本計画策定後の推移	要 因
食料消費面	<ul style="list-style-type: none"> ○米の消費量は、大幅な減少が継続。 (66.7 kg→61.9 kg) ○肉類、油脂類の消費量は、増加傾向で推移。 (42.7 kg→43.2 kg) ○栄養バランスは、供給ベースの脂質熱量割合が増加。(28.3%→29.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善に取り組む際の具体的な手法が示されなかったことで、食生活見直しの具体的な行動に結び付かず。 ○国産農産物の消費拡大対策が、性別・世代別の消費動向、食の簡便化志向の強まりなどのライフスタイルの変化等を十分に反映せず。
農業生産面	<ul style="list-style-type: none"> ○米や果実等を除く大多数の品目の生産量は、増加又は横ばいを見込んだものの、小麦や大豆等を除いて減少傾向となり、「生産努力目標」が未達成。 ○小麦、大豆の生産量は見込みを達成。品質面では市場ニーズに対応できず、生産性向上も遅れ、財政負担が増大。 	<ul style="list-style-type: none"> ○品質・価格・供給の安定等の消費者や実需者のニーズが農業者に的確に伝わらない一方、生産サイドでニーズを把握し、生産性向上、品質改善を図る取組が不十分。 ○農業従事者の減少・高齢化が進む中で担い手の育成・確保、耕畜連携による飼料作物生産が進展しなかったこと等により、効率的な農地利用が実現せず、不作付地・耕作放棄地が増加。

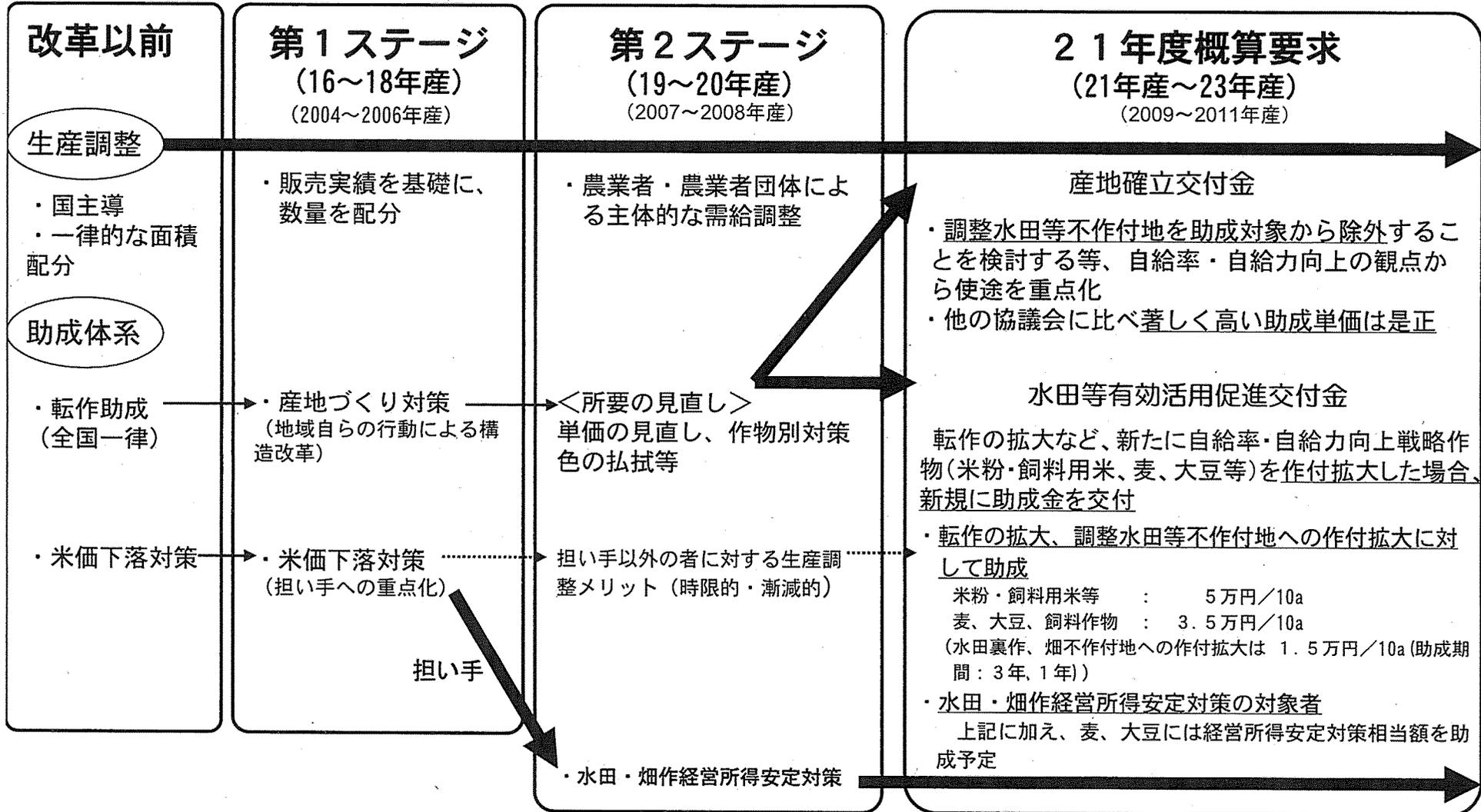
(注) 前基本計画策定後の食料消費量等の変化は、平成 9 年度（1997 年度）から平成 15 年度（2003 年度）にかけての変化を表したもの。

農地政策改革の工程表

項目	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度～ (2010年度)
○ 農地情報の共有化	農地情報図の基盤となる地図の整備	農地情報図の基盤となる地図の整備 農地関連データの付加	農地情報図の基盤となる地図の整備 農地関連データの付加	
○ 耕作放棄地対策の促進	耕作放棄地解消のガイドライン策定(国) 耕作放棄地の現状の把握(市町村) 耕作放棄地解消計画の策定(市町村)	国・都道府県の支援のもと計画に基づいた解消対策を実施(市町村)	現状の把握 → 点検・検証 → 解消計画の修正 国・都道府県の支援のもと計画に基づいた解消対策を実施(市町村)	5年後を目途として耕作放棄地を解消 現状の把握 → 点検・検証 → 解消計画の修正 国・都道府県の支援のもと計画に基づいた解消対策を実施(市町村)
○ 優良農地の確保、農地の面的集積の促進、農地の権利移動規制の見直し等		平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新しい仕組みがスタートできるように法制度上の措置を講じる 農地の面的集積の仕組みをモデル的实施		

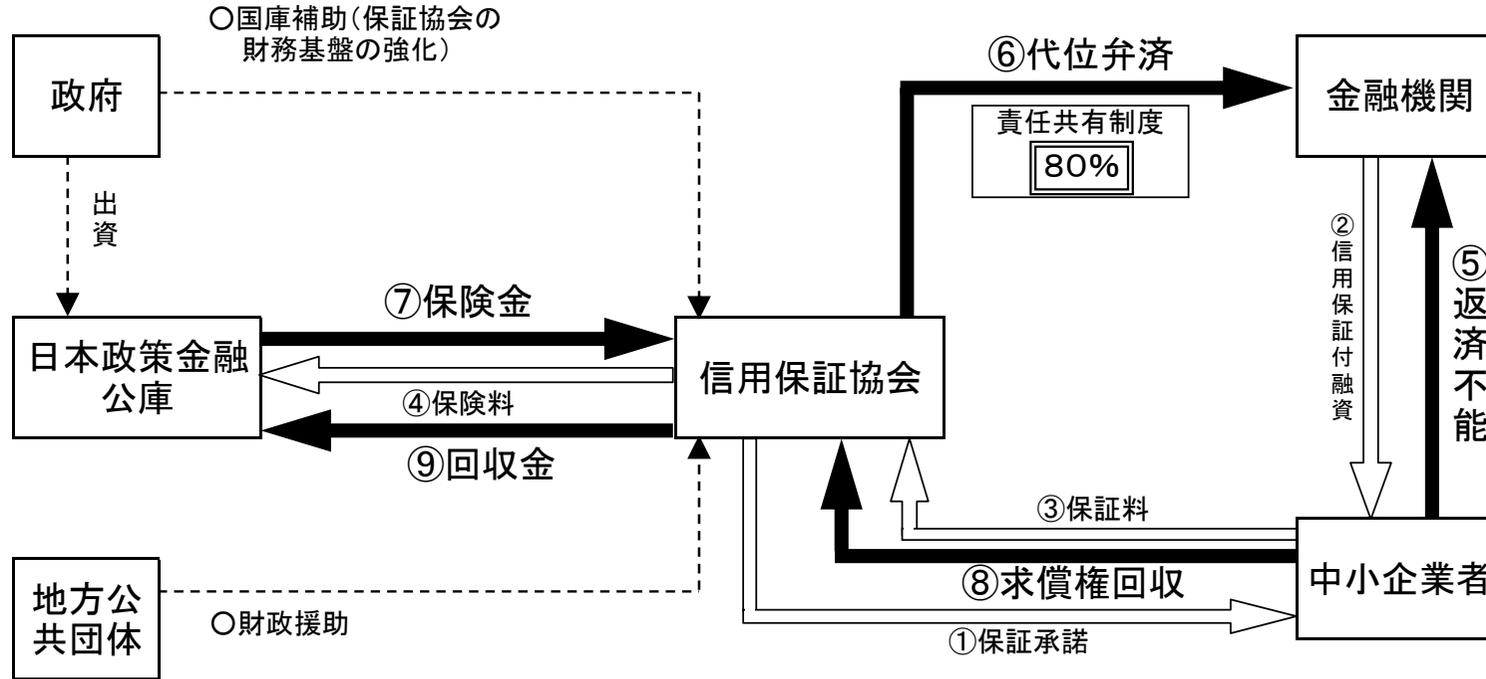
米政策改革の推進

・平成14(2002)年12月に「米政策改革大綱」を決定。平成22(2010)年度に「米づくりのあるべき姿」の実現を目指す。
 ・19(2007)年産からは、品目横断的経営安定対策の導入に伴い、同対策との整合性の確保の他、所要の見直しを実施。



中小企業信用補完制度の概要

1. 制度の概要(一般保証)



2. 一般保証と緊急保証

(※) 保険料率の()書は各々に対応する一般的な保証料率。

		一般保証	緊急保証(注)
付保限度額	普通	2億円	2億円 } 一般分と別枠
	無担保	8,000万円	
填補率	普通	70%	80%
	無担保	80%	
責任共有	普通・無担保	80%	100%
保険料率	普通	0.15~1.59% (0.35~1.8%)	0.41% } (0.7~0.8%程度)
	無担保(注2)	0.15~1.59% (0.45~1.9%)	

(注) 緊急保証とは、売上減少などの業況悪化が認められる指定業種(618業種)に属し、市区町村長の認定を受けた中小企業者が一般保証の限度額とは別枠で付す保険。

(出典) 中小企業庁資料

日本政策金融公庫(信用保険部門)の決算推移

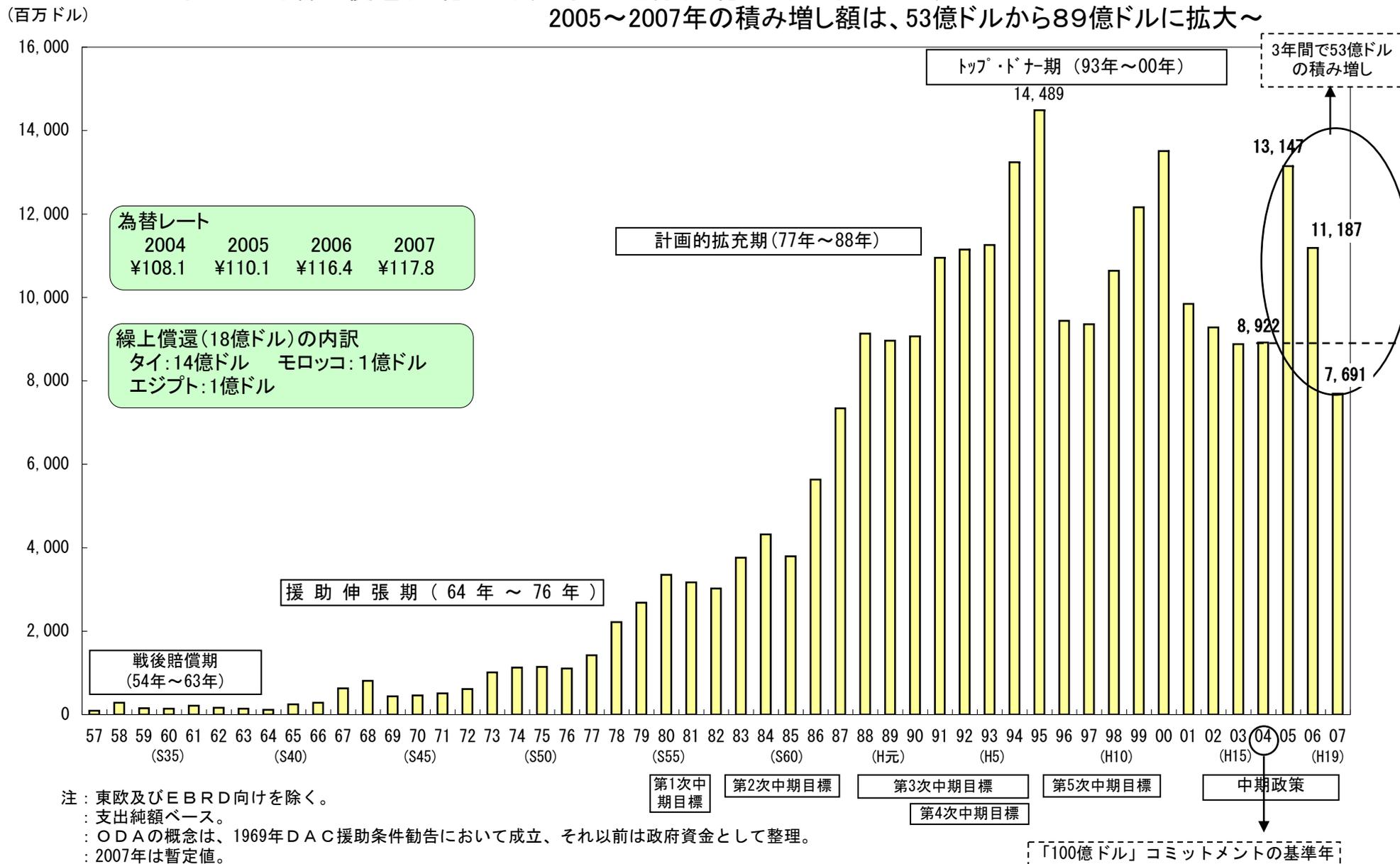
		1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度	2004 (H16) 年度	2005 (H17) 年度	2006 (H18) 年度	2007 (H19) 年度	2008(H20)年度 4~6月実績 による見込
保 険 収 支	一般保証	▲ 1,277	▲ 1,773	▲ 2,205	▲ 2,524	▲ 1,793	▲ 860	▲ 381	▲ 625	▲ 1,439	▲ 2,345
	セーフティネット保証	—	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213	▲ 460	▲ 672	▲ 766	▲ 861	▲ 910
	特別保証	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318	▲ 1,240	▲ 623	▲ 331	▲ 194	▲ 157
計		▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560	▲ 1,676	▲ 1,722	▲ 2,494	▲ 3,413
政府出資金等	当初予算	175	181	261	290	380	380	380	365	324	400
	補正予算	3,190	5,806	1,437	3,748	592	3,268	522	550	2,207	(3,703(注))
計		3,365	5,988	1,698	4,038	972	3,648	902	915	2,531	400
基金残高		16,224	17,486	13,231	11,186	8,060	8,420	7,686	6,847	6,606	/

(注)平成20年度1号補正による措置額

(出典)日本政策金融公庫資料

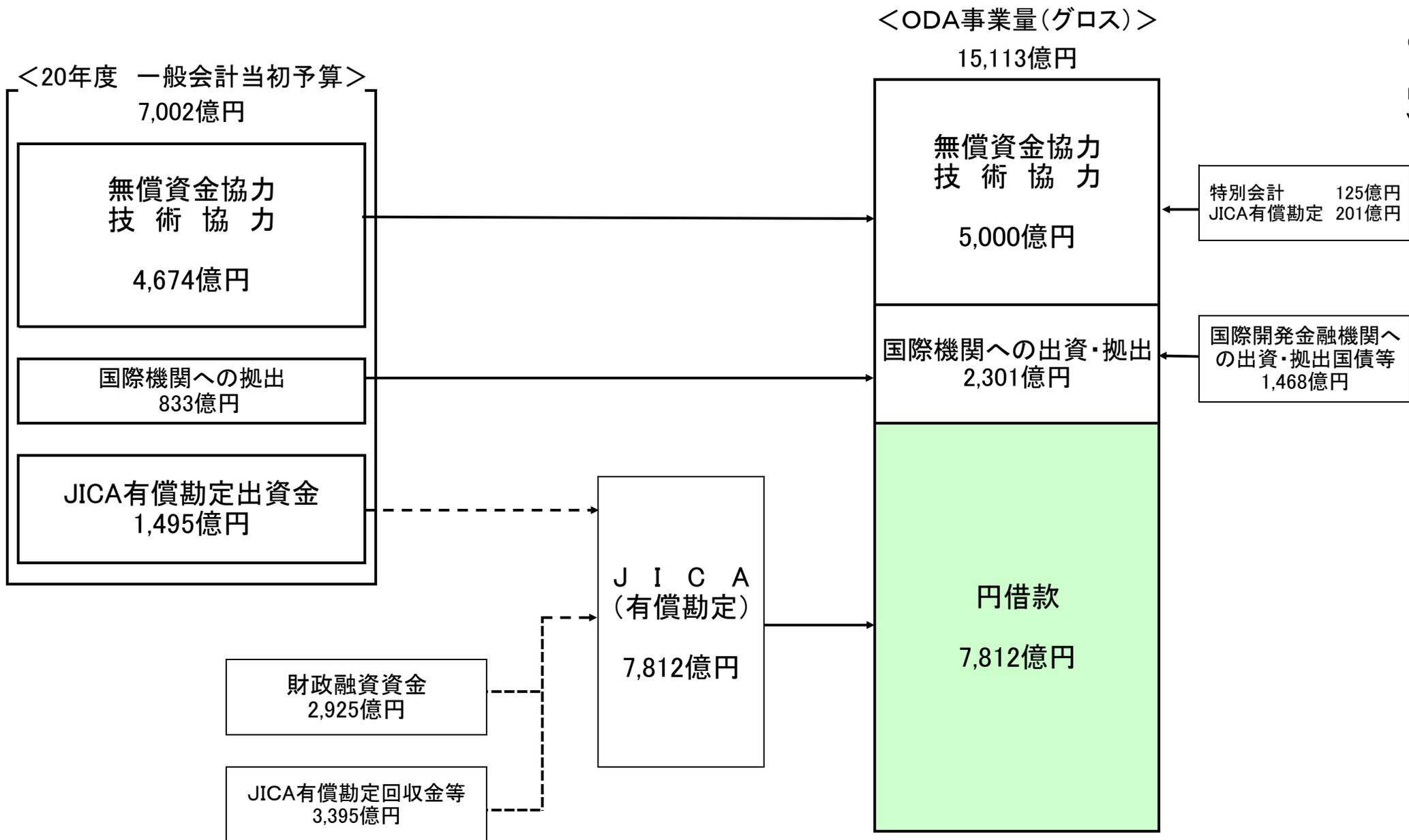
我が国のODA実績（ネット）の推移

～タイなどによる繰上償還（18億ドル）、円安の進行（18億ドル）がなければ、
2005～2007年の積み増し額は、53億ドルから89億ドルに拡大～



ODA予算とODA事業量(2008年)

～ODAは、一般会計、財投、JICA自己資金など様々な財源から構成されている～



(注) ODA事業量には、上記に加え、JICA有償勘定自己資金などによってまかなわれる債務救済が含まれる。

地域別援助実績の推移(2004年と2006年の比較)
 ～アフリカへの重点化はあまり進んでいない～

(単位:百万ドル)

	無償資金協力		技術協力		円借款(グロス)		合 計	
	2004年	2006年	2004年	2006年	2004年	2006年	2004年	2006年
アジア	417 (22%)	435 (39%)	1,095 (64%)	928 (60%)	5,236 (86%)	4,721 (82%)	6,749 (69%)	6,085 (72%)
アフリカ	435 (23%)	364 (33%)	218 (13%)	258 (17%)	251 (4%)	326 (6%)	903 (9%)	947 (11%)
中東	871 (45%)	77 (7%)	93 (5%)	85 (6%)	175 (3%)	236 (4%)	1,139 (12%)	398 (5%)
中南米	152 (8%)	145 (13%)	215 (13%)	199 (13%)	361 (6%)	288 (5%)	729 (7%)	632 (8%)
大洋州	21 (1%)	54 (5%)	41 (2%)	45 (3%)	2 (0%)	0 (0%)	64 (1%)	99 (1%)
欧州	28 (1%)	30 (3%)	43 (3%)	32 (2%)	83 (1%)	178 (3%)	153 (2%)	239 (3%)
合計	1,924 (100%)	1,105 (100%)	1,705 (100%)	1,547 (100%)	6,109 (100%)	5,748 (100%)	9,738 (100%)	8,400 (100%)

(注) 為替レート 2004年: \$1=¥108.1、2006年: \$1=¥116.4

世銀による国別のパフォーマンスの測定

CPIA (国別政策・制度評価)

- 国別に、以下 16 項目について 1~6 点の得点を付した上で、A~D の 4 分野ごとに平均値を求め、最後に A~D の平均値を算出。
- 毎年見直しが行われ、結果は対外公表。

A 経済運営

- 1. 金融政策・為替政策
- 2. 財政政策
- 3. 公的債務政策

C 社会的公平

- 7. ジェンダー
- 8. 財政支出の公平性
- 9. 人的資源の構築
- 10. 社会的保護と労働政策
- 11. 環境持続可能性のための政策・制度

B 構造政策

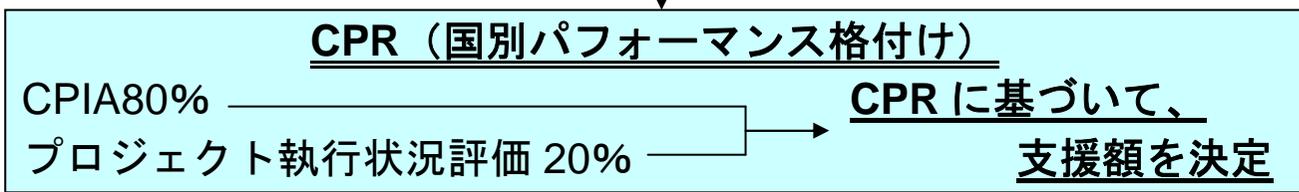
- 4. 通商政策
- 5. 金融行政
- 6. 投資環境

D 公的部門の運営・制度

- 12. 財産権・法の支配
- 13. 予算・国庫運営の質
- 14. 歳入確保の効率性・公平性
- 15. 行政機構の質
- 16. 公的部門の透明性・説明責任・汚職

~ 世銀では、援助資金の配分に関する基準を明らかにすることにより、加盟国に対する説明責任の充実に努めている ~

プロジェクト執行状況評価
(ポートフォリオ・パフォーマンス)
・ 既往案件の執行率、工事期間
・ 完了済案件の評価
(数値目標に照らした事後評価) など



説明責任を果たすためには、具体的な数値目標が必要

～ 国内事業では、数値に基づく評価が行なわれている ～

総務省行政評価局の指摘（20年3月、政策評価の点検結果（外務省分））

「平成18年度に引き続き、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準も示されていない」

日本国内における道路建設のケース

（国道275号江別北道路3.5km）

[20年度から工事開始]

B/C（費用対便益）1.8

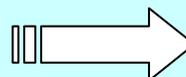
- ・ 総費用 109 億円
 - 事業費 107 億円
 - 維持管理費 2 億円
- ・ 総便益 201 億円
 - 走行時間短縮便益 186 億円
 - 走行費用減少便益 9.2 億円
 - 交通事故減少便益 5.5 億円

ODA（無償資金協力）における道路建設のケース

（ラオス「第二次国道9号線改修計画」）

[2001年5月～2004年2月]

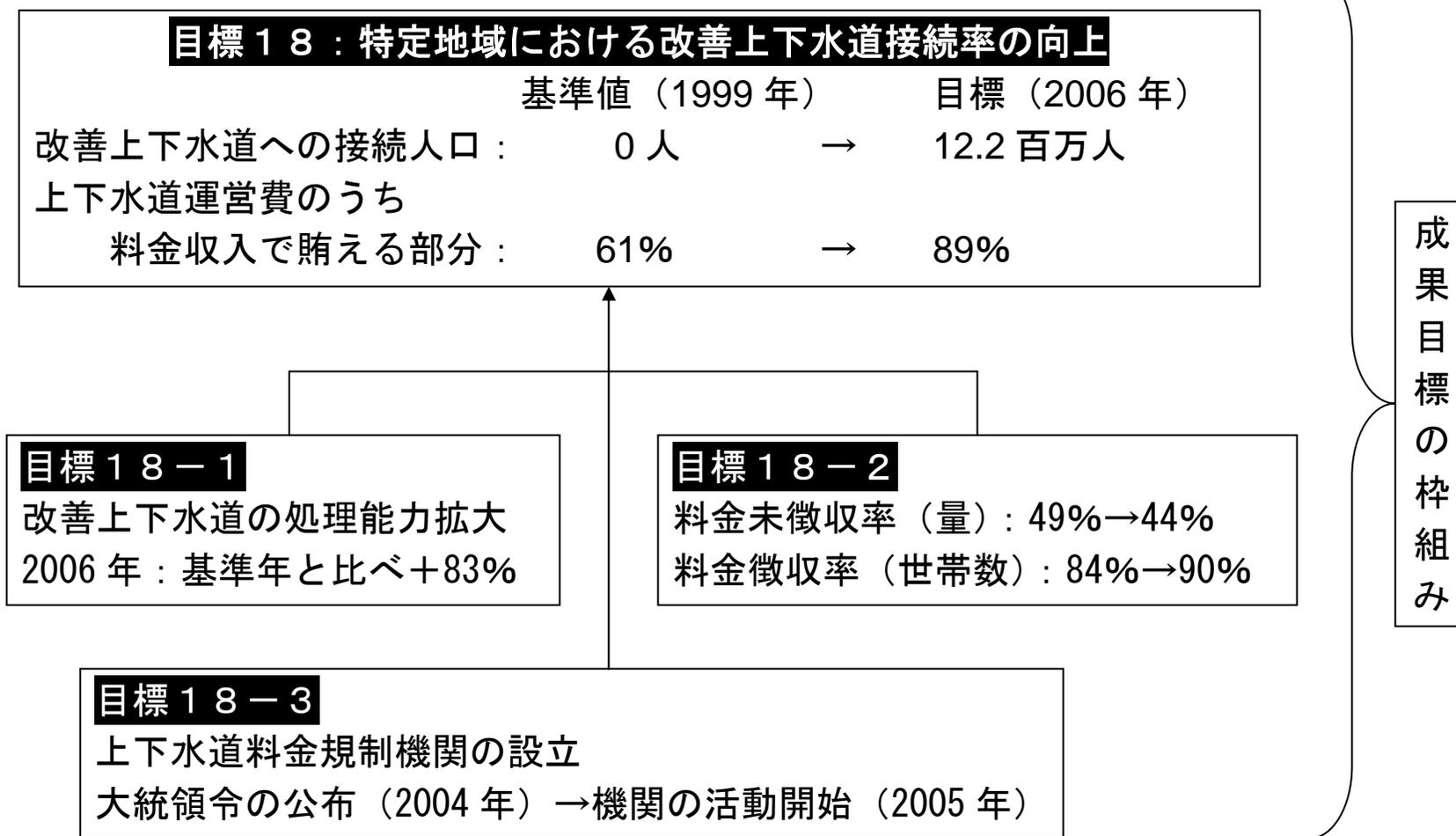
- 輸送量の増加（一日1,330台（目標）→一日1,598台）
- 走行費用の減少（数値目標なし。「大幅な走行経費の削減につながると推測できる」）
- 生活利便性の向上（数値目標なし。「日常生活での利便性が向上」）

 以上を踏まえ、全般的評価「A-」

米国の援助機関（USAID）における成果重視の取り組みの例

[エジプト戦略支援計画（2000～2009）]

～ 様々な数値目標が設けられ、援助供与の成果を具体的に検証することが可能 ～



ODAコスト削減に向けた取組

～『ODAコスト総合改善プログラム』(平成20年4月外務省公表)の概要～

1. 数値目標の設定

- ◎ 厳しい財政事情の中、ODA事業の一層の効率化を図るため、建設や土木事業等の**施設案件**について、平成20年度(2008年度)から平成24年度(2012年度)までの5年間で、平成19年度の標準的な事業と比較して**15%程度の総合コスト削減**を目指す。
(注)国際機関への出資・拠出、技術協力事業等は対象外。
- ◎ 無償資金協力事業の場合、いわゆるプロジェクト型(一般プロジェクト無償、水産無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、一般文化無償)に属する施設案件が対象。
(注)ノンプロジェクト無償、財政支援型無償、人材育成支援無償等は除かれる。施設案件は無償全体の約4割強。
- ◎ 有償資金協力事業の場合、新JICAが案件形成段階においてフィージビリティ・スタディ(F/S)作成に関与する事業が対象。

2. 具体的施策

◎ 無償資金協力事業

これまで、現地仕様の設計や現地業者の積極的な活用、入札における競争性向上のための取組といった施策を講じてきたが、さらに、以下の施策を着実に実施。

①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上

◎ 有償資金協力事業

円借款事業のコストについては、一般アンタイドの下で行われる国際競争入札を通じて競争原理が働く仕組みとなっているが、更に以下の施策に留意して、コスト管理を強化。

①計画段階に関する再検討(JICAのF/Sにおける最適計画の策定等)、②案件形成から実施までのスピードアップ(新JICAの有償勘定の一部を活用して調査を実施し、案件形成の効率化・迅速化を追求等)

3. フォローアップ

- ◎ 当該年度の実施状況については、翌年度前半に公表。

(注)15%程度の削減目標の対象となる「総合コスト削減率」は、計測年度に契約認証、ないし交換公文を締結した本プログラム対象案件の各々について、平成19年度における標準的なコストと比較した上で、何%の削減が達成されるかを計測。

公共事業のコスト構造改革

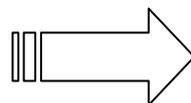
～ コスト削減の事例が具体的に示されている ～

【目標】

平成 15 年度から 5 年間で、平成 14 年度の標準的な公共事業コストと比較して、15%の総合コスト削減率を達成する。

【新たな目標】

平成 20 年度から 5 年間で、平成 19 年度と比較して、15%の総合コスト改善率を達成する。



【実績（平成 18 年度）】

総合コスト削減率 ▲11.5%

（※物価変動の影響を除くと▲12.3%）

（内訳）

- ・ 工事コスト削減 ▲11.1%
- ・ 事業便益の早期発現 ▲ 0.6%
- ・ 将来の維持管理費の削減 ▲ 0.6%

（注）工事コスト削減額は、新技術や新工法の導入等による予定価格の削減額を積み上げたもの。

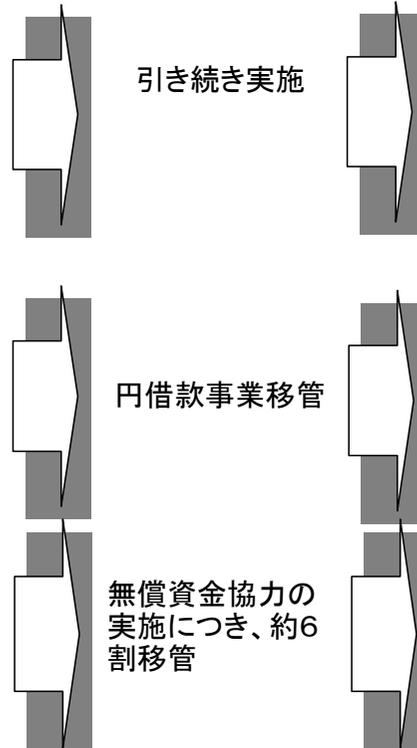
[平成 18 年度におけるコスト削減の具体的事例]

- ・ インターチェンジの構造の見直し（計画・設計の見直し） ▲24 億円（削減率▲30%）
（※インターチェンジを簡易な形式にする構造の見直し）
- ・ 一括調達方式（積算の見直し） 225 円/個→220 円/個（削減率▲2%）
（※複数の工事で使用する資材を国土交通省が大量に直接購入し、複数の工事に支給）

統合後のJICA — 課題 —

- 本年10月から、技協・有償・無償（全体の約6割）が統合運用。
- 統合後のJICAの事業規模は、独立行政法人を通じて最大級の1兆円規模。
- JICAは独立行政法人の代表格。無駄ゼロ、公益法人見直し等の取組がきちんと行われているかどうか、検証が必要。

統合前



統合後

1兆円超の事業規模
新JICA



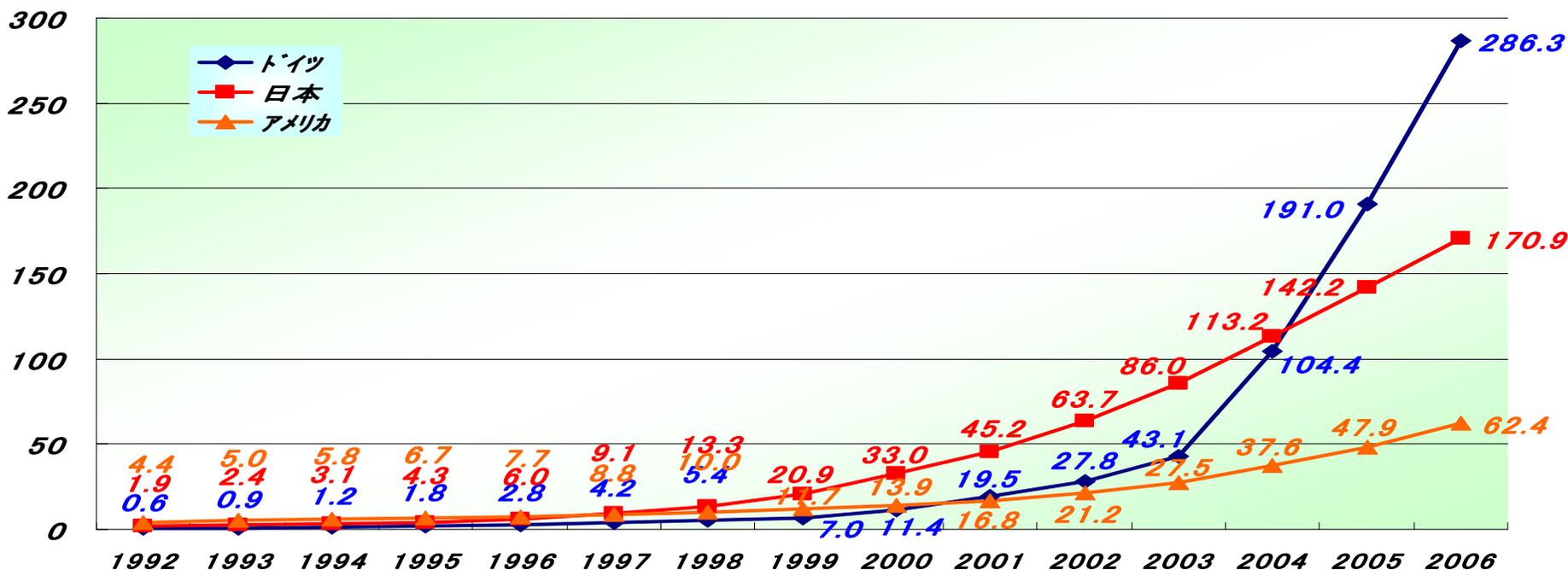
太陽光発電の累積導入量推移

太陽光発電の累積導入量については、従来日本が世界1位であったが、ドイツの固定価格買取制度等の規制的手法の功奏、及びシリコン等の素材価格の高騰による日本におけるシステム価格の高止まりから、近年ドイツが首位となっている。

【ドイツにおける固定価格買取制度の概要】

- ・再生可能エネルギーによる発電設備からの発電電力を、地域独占の電力会社に固定価格以上で20年間買い取ることを義務付ける制度。1991年開始。
- ・新規買取価格を2004年に約73円/kWhから約92円/kWhへ大幅引上げ。(1ユーロ=160円)

導入量(万kW)

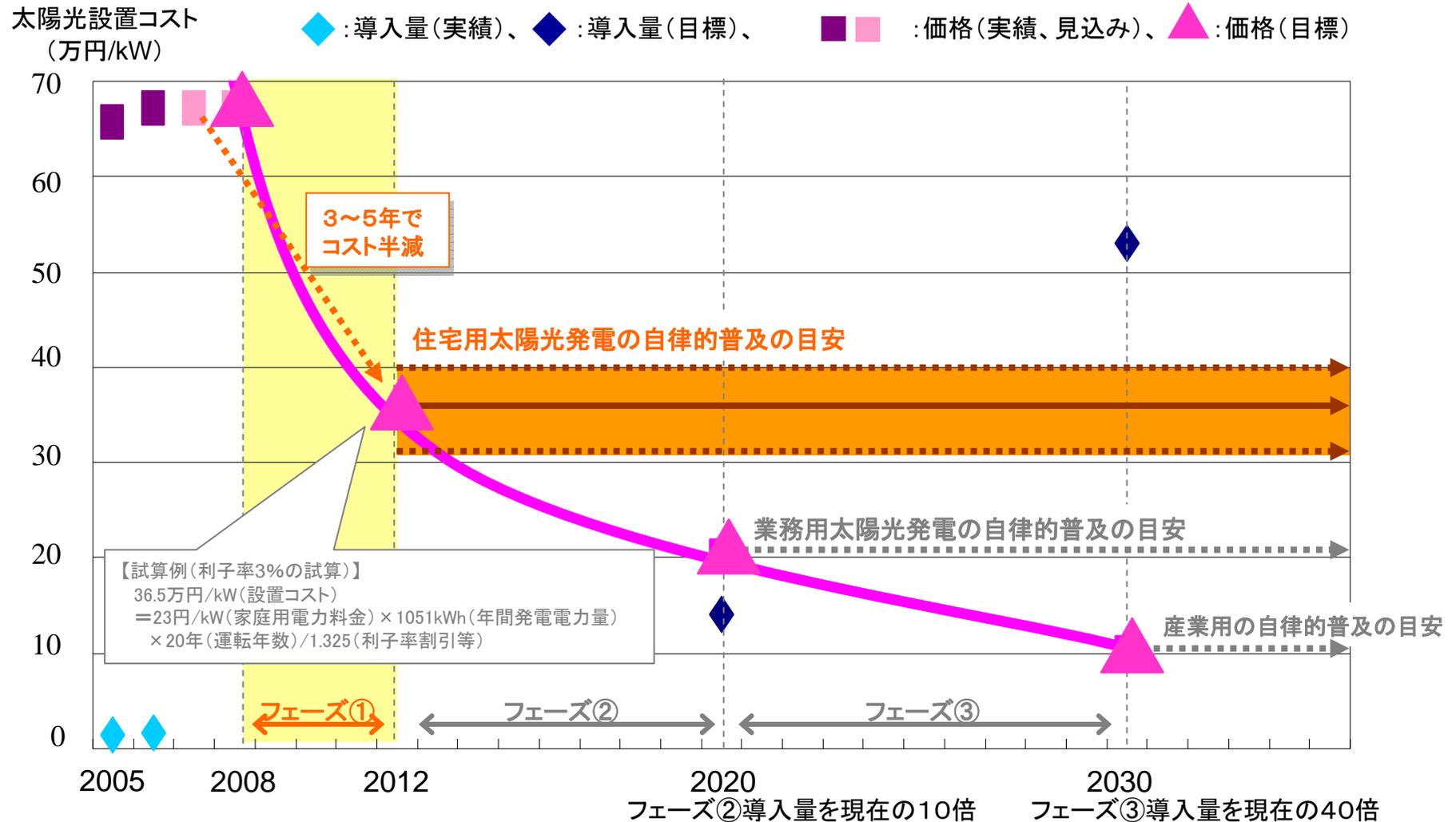


注1 出典:Trends in Photovoltaic Applications/IEA/PVPS(2006年現在)

注2 IEA PVPS参加国:オーストラリア、オーストリア、カナダ、スイス、デンマーク、ドイツ、スペイン、フランス、英国、イスラエル、イタリア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、ポルトガル

太陽光発電普及のシナリオ

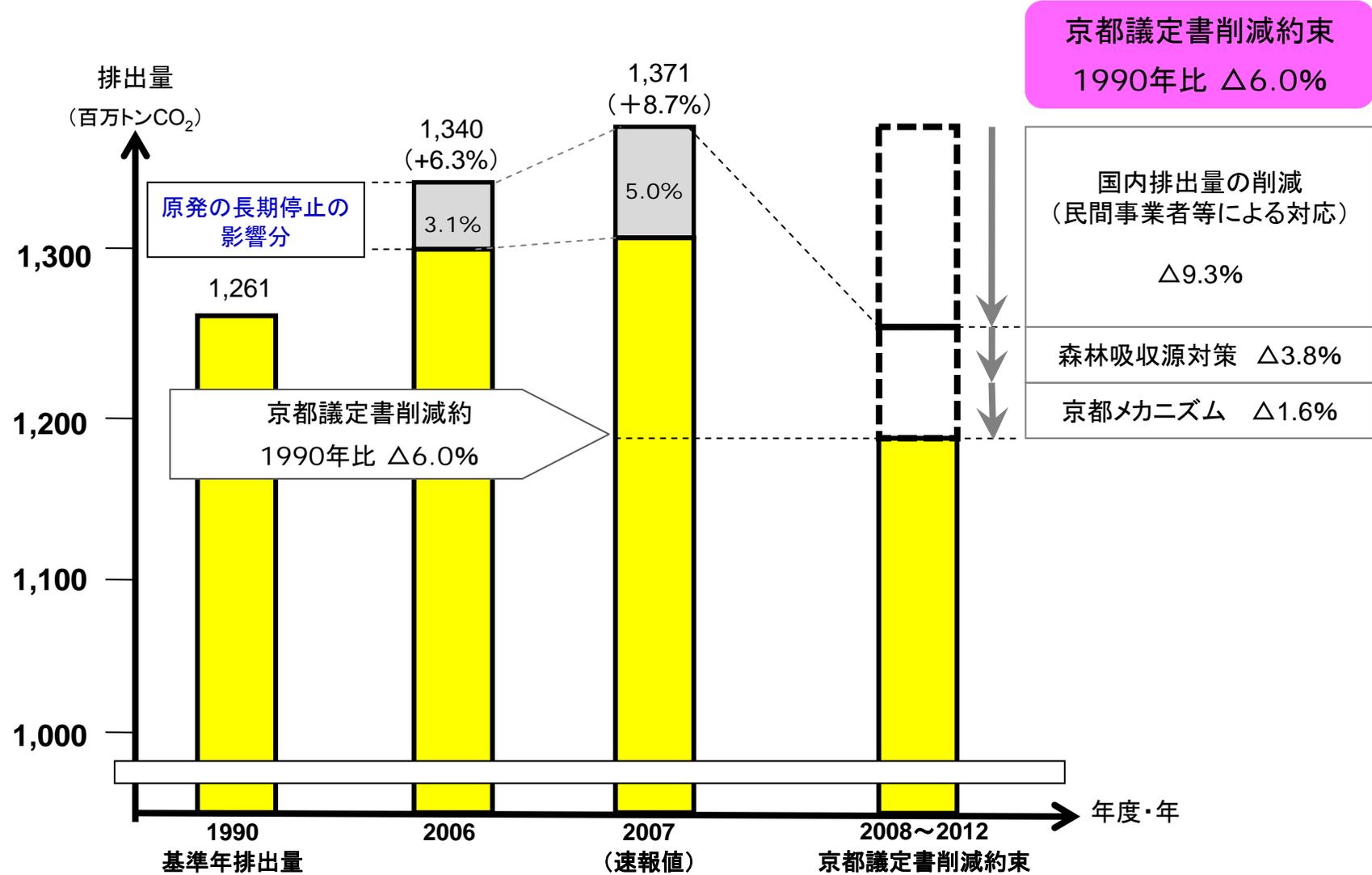
○今後の太陽光発電の普及を図るに当たっては、3～5年以内に太陽光発電システムの設置コストの低下を実現させ、その後の自律的な普及を目指すという視点が必要。



注)上記の設置コストは、現時点での標準的な電力料金を前提としている。

原発の長期停止もあり、引き続き国内対策を強力に推進する必要がある。

京都議定書目標達成計画の進捗状況



出典：環境省「2007年度(平成19年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について」(平成20年11月12日発表)

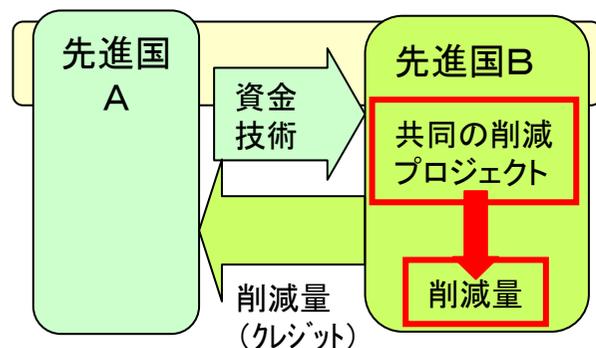
京都メカニズムの活用

最小のコストで最大の成果をいかに得るか

- 他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる制度。
- ①わが国の確実かつ費用効果的な約束達成に資するとともに、②地球規模での温暖化防止、③途上国の持続可能な開発への寄与。
- 国内対策を補足するものであるとの原則を踏まえつつ京都メカニズムを活用(基準年(1990年)総排出量の1.6%分)。

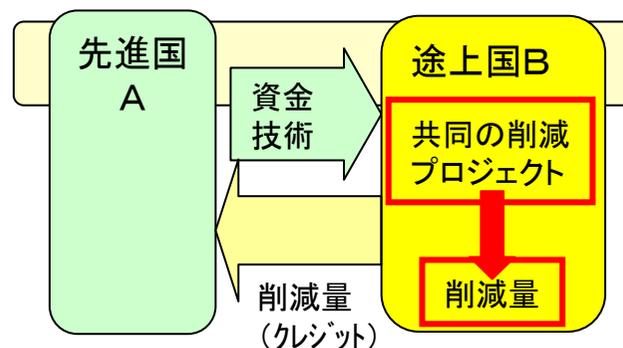
共同実施(JI)

先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度



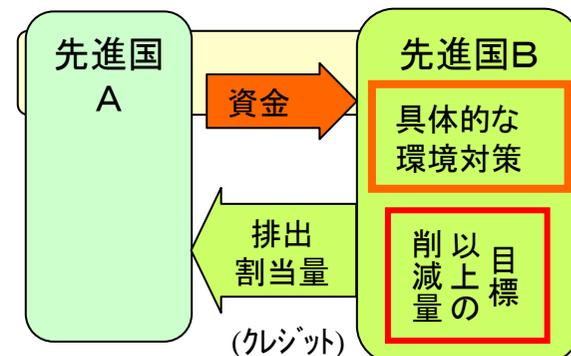
クリーン開発メカニズム(CDM)

先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度



グリーン投資スキーム(GIS)

(京都議定書17条の国際排出量取引) 具体的な環境対策と関連づけされた排出量取引の仕組み



経済的なクレジット取得方法としてのGIS

仮に「京都議定書目標達成計画」にある1.6%（およそ2000万トン／年）分を最新のCDM購入価格で単純に全て購入できるとした場合

$$2000\text{万トン} \times 5\text{年間} \times 3094\text{円/トン} = \text{およそ3100億円程度}$$

今後、GISで購入した場合のメリット

- 相当のコスト減が可能（最大、京都議定書約束期間全体で約900億円強の節減）。その分を革新的技術開発等に振り向けることも可能。
- 相手国は、日本が購入者であることを認識する。
- 日本の高い技術力等を通じて、相手国の最大限の排出量削減の達成を図る互恵的なプロジェクト推進が可能。

⇒今後、GIS購入契約の交渉を早急に進めることが望ましい。

その際の課題としては、

- 環境省、経産省、外務省、NEDO、JICA等が協調し、政府を挙げて一体的な対応が必要
- 本邦企業への情報提供及びプロジェクト推進に際しての連携

捜査段階

警 察

犯罪の捜査(刑法犯認知件数:191万件)→検挙(検挙率:31.7%)

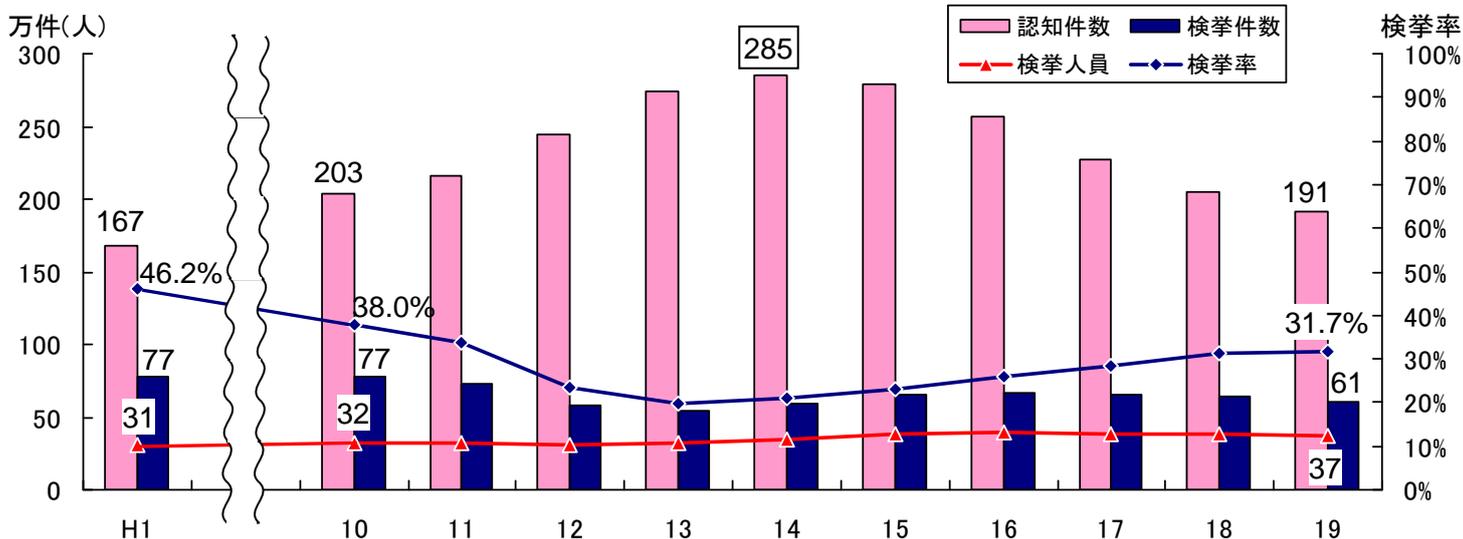
(注)平成19年(2007年)の数値による。

検察庁

新規受理(190万人)

(注)交通事犯や特別法犯を含む。

刑法犯の認知・検挙状況の推移(平成元年～平成19年)



注 警察庁の統計による。道路上の交通事故に係る危険運転致死傷等を除く。

◎予算額と職員数の推移

		平成元年度		平成10年度		平成20年度	
					対元年度比		対元年度比
警察庁	予算額	1,873億円		2,529億円	+35.1%	2,735億円	+46.1%
	定員	8,177人		8,235人	58人	8,234人	57人
検察庁	予算額	758億円		1,028億円	+35.6%	1,054億円	+39.1%
	検察官数	2,092人		2,193人	101人	2,578人	486人

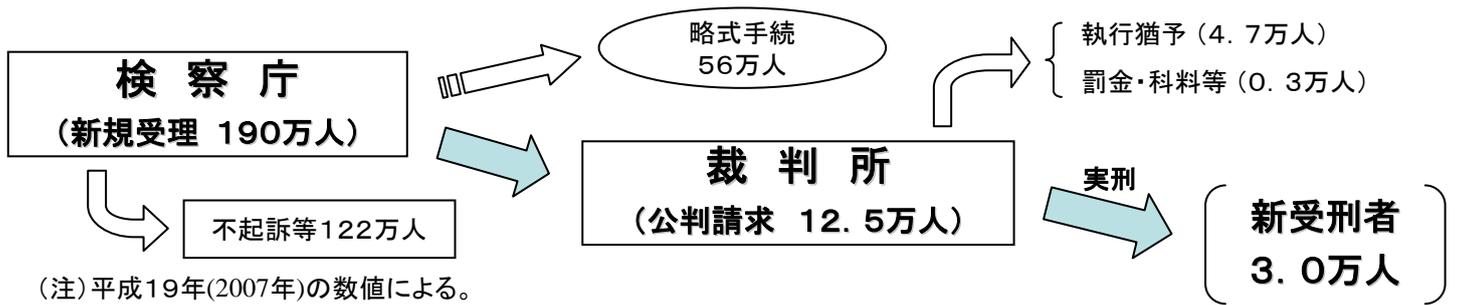
予算上の効率化に向けた主な取組

- ・交番相談員(平成6年度～)、捜査技能伝承官(平成20年度～)等のOBの再任用制度の活用
- ・PFI事業による警察学校の整備等(富山県警察学校、鹿児島県警察学校)等により、予算額の抑制に努めてきた。

主な課題

- ・刑法犯認知件数はピーク時より減少しているが、依然高水準。
- ・振り込め詐欺事件、食の安全に係る事件等の捜査が難しい事件が多発。
- ・世論調査においても、「治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思わない」国民が半数以上(平成19年2月、内閣府調査)。

公判段階



◎ 司法関係予算額等の推移

	平成元年度	平成10年度	対元年度比	平成20年度	対元年度比
法務省・裁判所全体の予算 (一般会計) (注1)	6,834億円	9,074億円	+32.8%	9,828億円	+43.8%
<うち国選弁護士等経費>	28億円	50億円	+78.4%	65億円	+130.2%
<うち裁判員制度関連経費> (注2)	0億円	0億円	—	107億円	皆増
裁判官数 (注3)	2,818人	2,919人	+101人	3,491人	+673人

(注1) 刑事事件と民事・行政事件等との予算上の切り分けが難しいため、法務省・裁判所全体の予算を示した。

(注2) 広報関連経費、裁判員法廷整備費等 (平成17~20年度:370億円)

(注3) 裁判の迅速化・専門化、裁判員制度等への対応のため、平成14~20年度に計442人増員した。

予算上の効率化に向けた主な取組

- ・法テラスにおける常勤弁護士(1件毎の報酬ではなく給与を支給)の採用(平成18年度から採用。平成20年9月末現在107名)
- ・司法修習生手当の貸与制移行(平成22年11月1日以降に修習を開始する修習生から)

主な課題

・裁判員制度実施(平成21年5月21日~)に伴う経費

※年間対象事件数
平成15~19年 平均約3,400件

(注4) 裁判員事件については、1件あたり、被告人弁護は非裁判員事件の約12倍、被害者弁護は約4倍の報酬を要求

	20年度予算	21年度要求
旅費・日当	—	32億円
運用経費	—	22億円
裁判員事件における被告人国選弁護報酬	—	21億円(注4)
(非裁判員事件における ")	62億円	49億円
裁判員事件における被害者参加制度のための国選弁護報酬	—	0.5億円(注4)
(非裁判員事件における被害者参加制度(平成20年12月~) ")	0.2億円	0.4億円

・被疑者国選弁護対象事件の拡大(平成21年5月21日~)

※1 対象事件 殺人、強盗等の重大事件に加え窃盗、傷害等も対象に
※2 事件数 (約6千件 → 約7万件の見込)

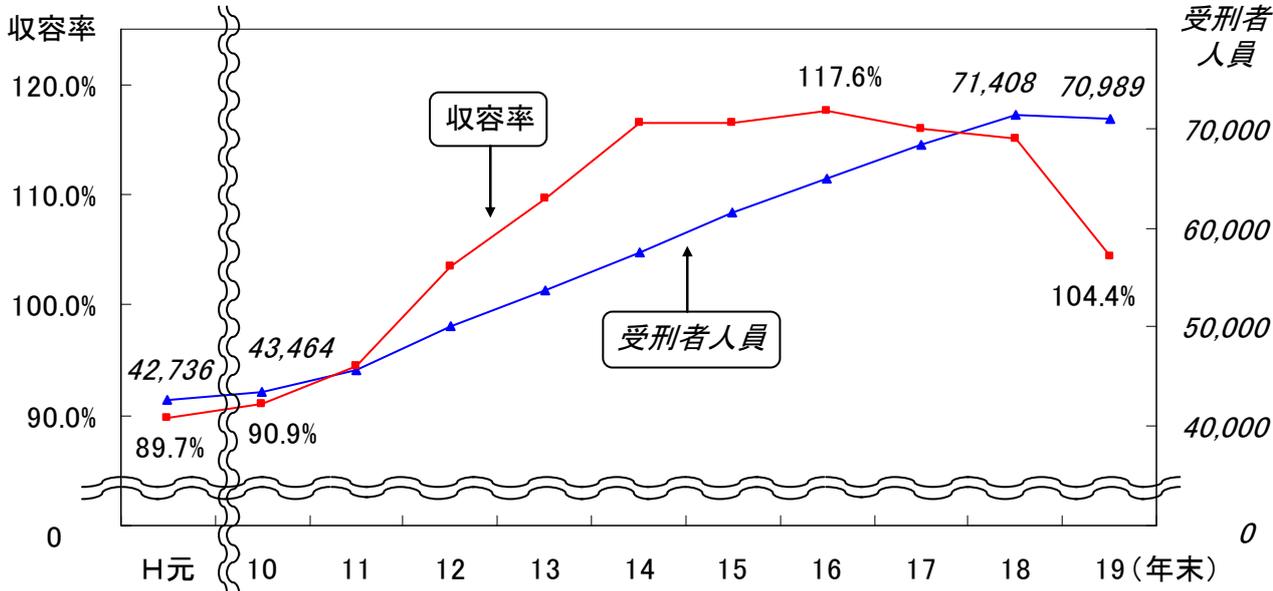
	20年度予算	21年度要求
国選弁護報酬	2億円	78億円

(注5) 法定刑が「死刑、無期、短期1年以上の懲役・禁錮」→「死刑、無期、長期3年を超える懲役・禁錮」

矯正段階



刑事施設の受刑者数及び収容率の推移



◎ 矯正関係予算の推移

		平成元年度			平成10年度	対元年度比			平成20年度	対元年度比
矯正関係予算		1,525億円	⇒	2,317億円		+51.9%	⇒	2,454億円		+60.9%
<うち矯正施設費>		112億円	⇒	367億円		+227.7%	⇒	138億円		+23.2%
<うち矯正医療関係経費>		9億円	⇒	18億円		+100.0%	⇒	37億円		+311.1%
職員数		20,929人	⇒	21,002人		+73人	⇒	22,441人		+1,512人

注：矯正医療関係経費は、矯正施設の被収容者の医療に要する経費（病院移送経費、薬代）。平成20年度予算は補正前。

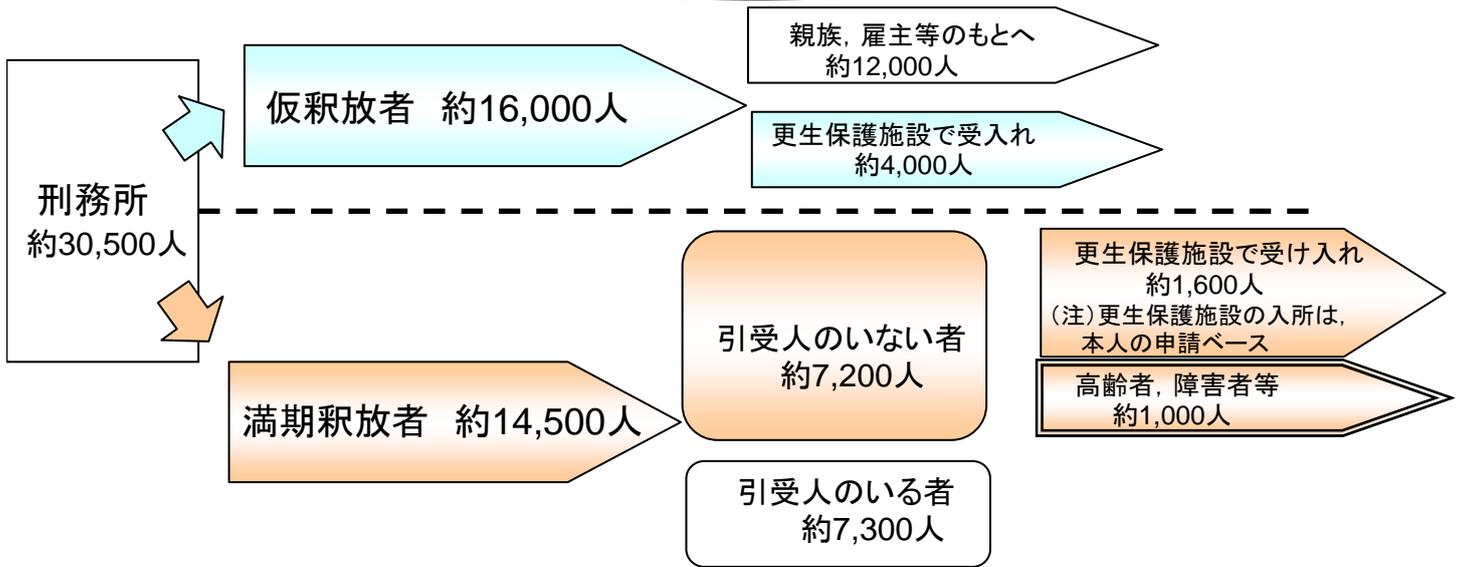
予算上の効率化に向けた主な取組

- ・ 過剰収容対策として、PFI事業による新設刑務所(4庁)の整備等
- ・ 既存刑務所においては、増員に代え、民間委託を積極的に導入

主な課題

- ・ 過剰収容や施設の老朽化への対応のため、施設費が増加。
【H元年: 42,736人⇒H19年: 70,989人(約2万8千人の増)】
- ・ 受刑者全体数の増加、特に高齢受刑者の増加に伴い、医療関係経費が増大。
【60歳以上高齢受刑者 H元年: 1,828人⇒H19年: 9,382人(5.1倍)】
【全受刑者に占める60歳以上の割合 H元年: 4.3%⇒H19年: 13.2%】
【病院移送件数 H元年: 189件⇒H19年: 1,123件(5.9倍)】
【投薬件数 H19: 約200万件】

保護段階



注1 受刑者数は, 平成18年に出所した数。
 2 矯正統計年報, 保護統計年報, 大臣官房司法法制部特別調査等に基づく。

◎ 保護関係予算と職員数

	平成元年度	平成10年度	対元年度比	平成20年度	対元年度比
保護関係予算	127億円	182億円	+43.3%	216億円	+70.1%
<うち保護司実費弁償金>	26億円	34億円	+30.8%	59億円	+126.9%
<うち更生保護委託費>	16億円	26億円	+62.5%	33億円	+106.3%
職員数	1,315人	1,351人	+36人	1,506人	+191人

予算上の効率化に向けた主な取組

- ・ 全国に約5万人いる保護司(非常勤・無給)活動の充実による効果的・効率的な保護観察の実施
- ・ 茨城就業支援センターを平成20年度中に整備し、農業訓練による自立更生支援の取組を開始予定

平成14年出所受刑者の平成19年末までの再入状況

主な課題

- ・ 満期釈放者(特に高齢者)の高い再入率

出所事由	平成14年の出所受刑者	平成19年末までの再入状況	
		再入者数	再入率
総数	27,308	12,594	46.1%
仮釈放	15,318	5,534	36.1%
満期釈放	11,990	7,060	58.9%
うち65歳以上	594	416	70.0%

注 矯正統計年報による。

- ・ 再入者の多くは無職者

【刑務所再入者のうち再犯時無職者は有職者の約2倍】

※平成19年の再入者15,402人のうち, 再犯時無職者10,753人

→ 受刑者の就職支援や引受人のない高齢出所者等の福祉機関への円滑な移行が必要。

給与構造改革

(民間賃金の地域差をより公務員給与に反映させるための措置)

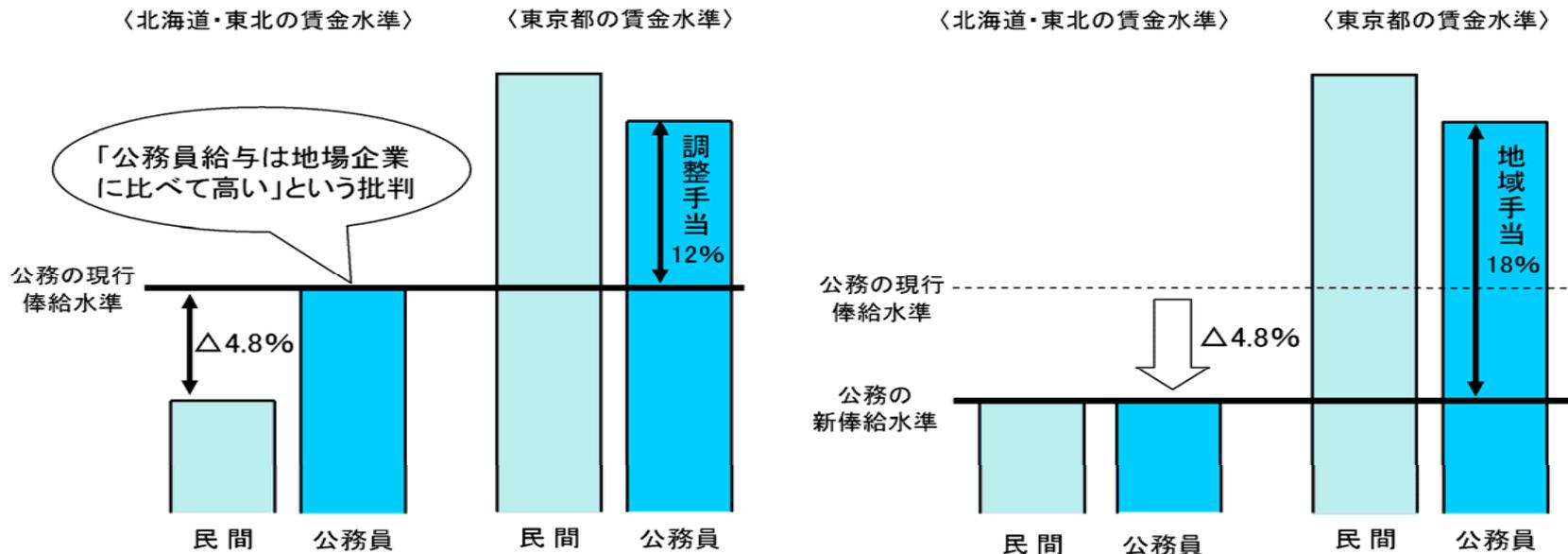
2005年人事院勧告資料より抜粋

民間賃金の地域差をより公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 民間賃金の低い地域を考慮して俸給表水準を全体として平均4.8%程度引き下げます。
- ② 民間賃金が高い地域には3%～最高18%(現在12%)の地域手当を支給します。
- ③ 転勤のある民間事業所の賃金水準との均衡を考慮して、広域にわたる異動を行う職員に対し、異動後3年間、異動距離に応じ3%(60km以上300km未満)又は6%(300km以上)の広域異動手当を支給します。

現行

見直し後



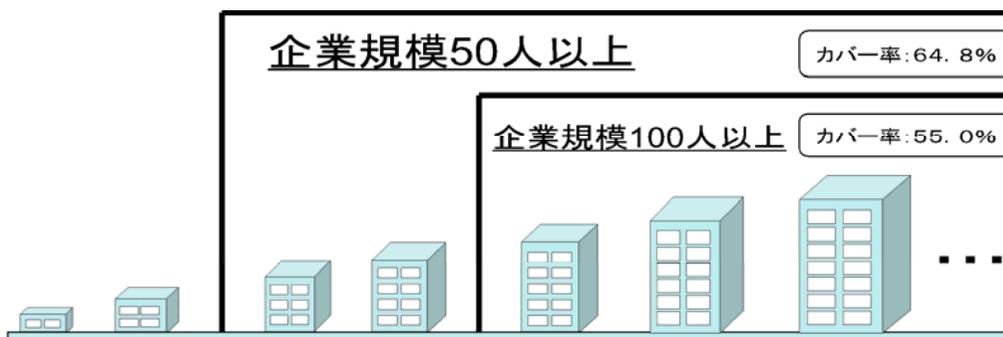
官民給与の比較対象規模の見直し

2006年人事院勧告資料より抜粋

官民給与の比較方法について、学識経験者による「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」の報告書、各界有識者による「給与懇話会」の意見を踏まえ、各府省や職員団体とも意見交換を行いつつ検討を行った結果、本年の勧告から、以下の見直しを行うこととしました。

比較対象企業規模

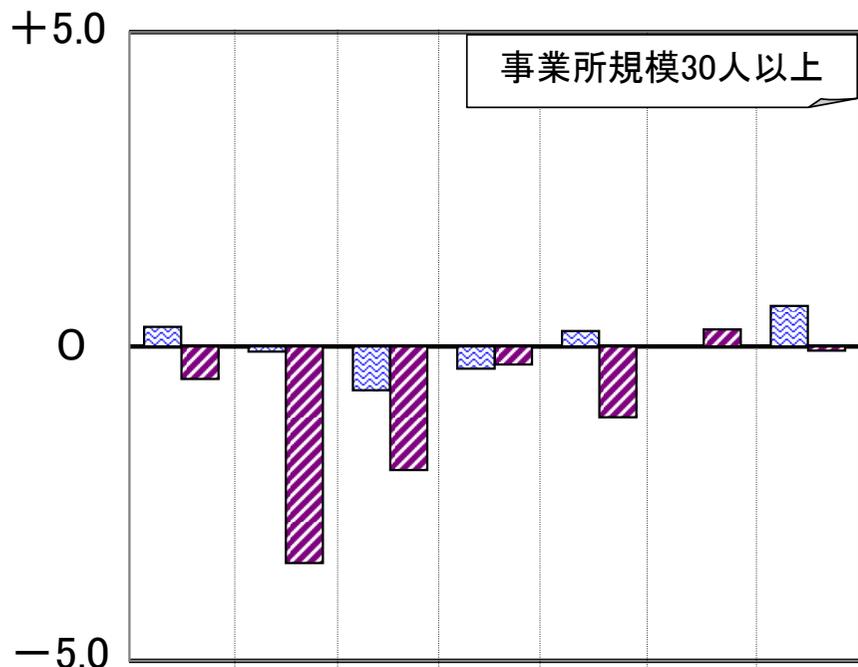
- ・ 官民給与の比較対象企業規模を、従来の「100人以上」から「50人以上」に変更



企業規模50人以上とする考え方

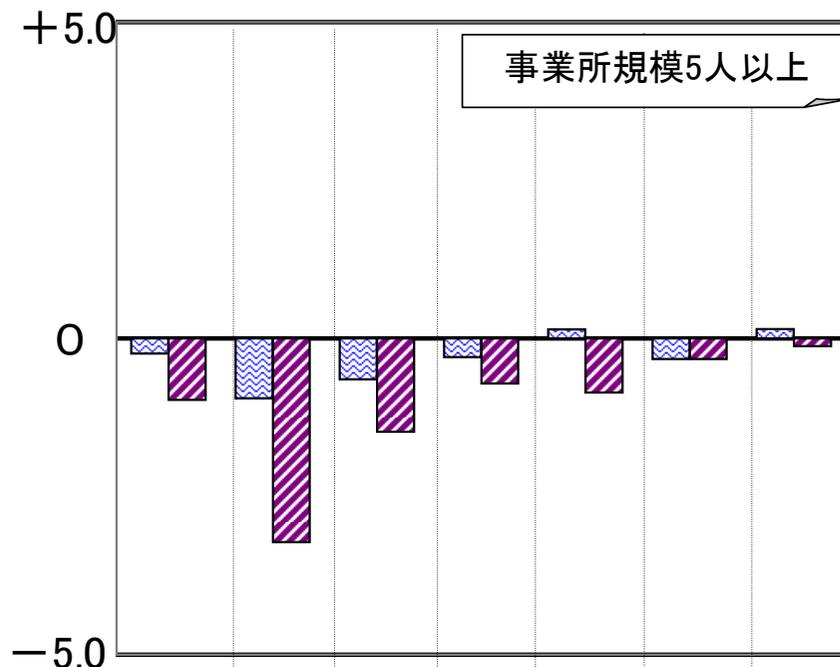
- ・ 同種・同等の者同士の比較の原則を維持
- ・ 民間従業員の給与をより広く把握し反映
- ・ 実地調査による調査の精確性の維持

毎月勤労統計調査に基づく地域別民間給与の推移



	全国	北海道・東北	関東甲信越	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
平成18年(2006)	100.31	99.92	99.31	99.65	100.24	99.99	100.64
平成19年(2007)	99.48	96.56	98.03	99.71	98.87	100.27	99.93

各ブロックごとに2005(平成17)年の所定内給与を100として指数化



	全国	北海道・東北	関東甲信越	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
平成18年(2006)	99.76	99.05	99.35	99.71	100.14	99.67	100.15
平成19年(2007)	99.03	96.78	98.52	99.29	99.15	99.67	99.88

各ブロックごとに2005(平成17)年の所定内給与を100として指数化

出典	調査対象	算出方法	グラフ
毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所規模30人以上、5人以上の事業所に勤務する一般労働者(※)	一般労働者の所定内給与(※)を地域ブロック別に集計し、2005(平成17)年のブロックごとの平均所定内給与を100として、2006(平成18)年、2007(平成19)年の平均所定内給与をそれぞれ指数化	左(波線)⇒ブロック別の2006(平成18)年平均所定内給与指数の2005(平成17)年(100)からの増減 右(斜線)⇒ブロック別の2007(平成19)年平均所定内給与指数の2005(平成17)年(100)からの増減

※ 一般労働者とは、期限を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者、あるいは日々又は期間を定めて雇われている者で調査期間の前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者のうち、1日の所定労働時間あるいは1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短いパートタイム労働者以外の者をいう。
※ 所定内給与とは、基本給に、原則として毎月決まって支払われる手当を加えたもの(時間外手当を除く)。

2008年11月14日

閣議決定

公務員の給与改定に関する取扱いについて

(抄)

- 3(3) 地域における給与水準の見直しについては、給与構造改革の柱として、平成18年度²⁰⁰⁶に俸給表の水準を全体として4.8%引き下げるとともに、民間の賃金水準が高い地域には地域手当を支給する措置を5年間かけて段階的に実施しているところである。さらに、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針²⁰⁰⁷2007」という。)において公務員給与について地域の民間給与をより一層反映させるとされていること等を踏まえ、人事院に対し、来年の勧告時に地域別官民給与の実態を公表し、その状況も踏まえつつ、俸給表水準について必要な見直しを検討するよう要請する。